

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 26

補助金等名称	三田市連合婦人会運営補助金			担当課	協働推進課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
	小事業	25	三田市連合婦人会運営費補助					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり (市の取り組み) 地域での支え合い活動の支援							

補助金等の概要	
分類区分	団体運営補助一市施策補完型【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 29年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市連合婦人会運営補助金交付要綱
補助目的	三田市連合婦人会の円滑な事業推進を支援するため
補助対象者	三田市連合婦人会
補助対象事業	連合婦人会の活動に対する事業
補助対象経費	三田市連合婦人会の運営に係る経費(ただし、慶弔費、食糧費、泊付きの視察費、基金積立金など公費負担が不適当なものを対象外とする)
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他 (予算で定めた額) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市連合婦人会	三田市連合婦人会	三田市連合婦人会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,225,166 円	1,064,857 円	1,396,000 円			
うち、補助対象経費		809,053 円	914,521 円	1,258,000円			
財源内訳	市補助金②	619,000 円	76.5%	619,000 円	67.7%	850,000 円	67.6%
	一般財源	619,000 円	76.5%	619,000 円	67.7%	850,000円	67.6%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	606,166 円		445,857 円		546,000 円	
	下記以外の資金(会費等)	153,000 円		153,000 円		171,000円	
その他収入(参加料・協賛金等)	453,166 円		292,857 円		375,000円		
繰越金							

当該団体の概要			
団体等の名称	三田市連合婦人会	所在	三田市 ・ 三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	市補助金、会費
構成員及び人数	会員	510人	設立年月日 昭和33年7月1日
主な活動内容	講演会、夏期大学の開催、多世代交流活動、地域見守り活動、赤十字奉仕団活動など		

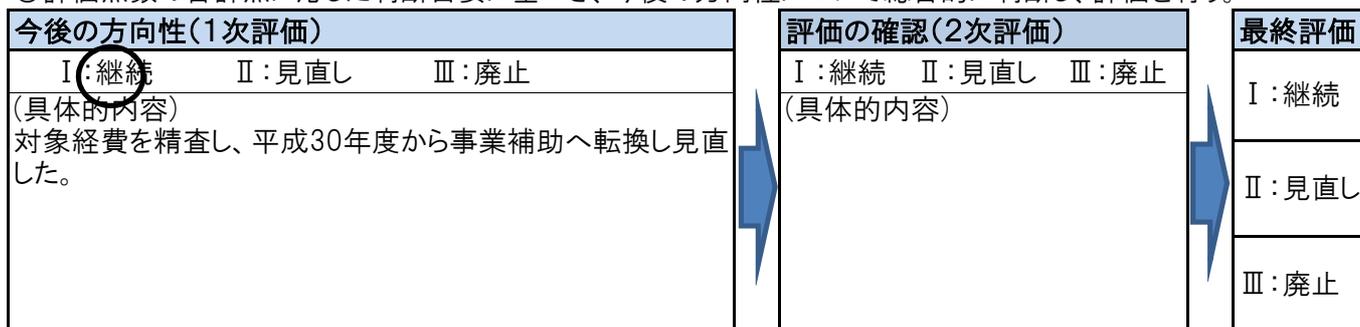
補助金等名称	三田市連合婦人会運営補助金	担当課	協働推進課
--------	---------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	女性の社会進出など、ライフスタイルの変化に伴い、会員数と連合加入地区の減少などの課題はある。しかし、地域を基盤とした婦人会活動は市総計「地域で支えるまちづくり」と整合しており、地域活動の重要な担い手である。		4		
補助の必要性及び有効性 (10点)	地域活動の重要な担い手である団体として、女性の意識やスキルアップに繋がる講演会、子育て支援事業など、時代のニーズにあった事業を実施、広く市民を参加対象とし、その事業効果の還元に努めている。また、三世代交流事業や見守り等各種奉仕活動を通じ、地域福祉の向上とコミュニティの活性化に貢献している。		7		
公平性 (5点)	地域における積極的な見守り、奉仕活動等は広く地域住民に及ぶものであり、特定の団体、個人のみ利益に供するものではない。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(予算で定めた額) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	予算の範囲内での補助のため。	
	補助金の支出や手続きは適正に行われており、会計処理や使途も適正である。繰越金も適正な金額であり、会員からの会費・参加料の徴収も行っている。また、平成28年度補助分より、予算措置において、総事業費(予算額)の原則1/2の補助とする見直しを行った。		4		
合 計(25点満点)			19		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	30
------	----

補助金等名称	婦人教養活動事業補助金			担当課	協働推進課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
	小事業	26	三田市連合婦人会事業補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み)		地域での支え合い活動の支援			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 29年度
補助根拠(法令・要綱等)	婦人教養活動事業補助金交付要綱
補助目的	婦人教養推進のため
補助対象者	三田市連合婦人会
補助対象事業	三田市連合婦人会がそれに加盟する地区婦人会ごとに会員や当該地区住民を対象として行う婦人教養推進のための学習活動
補助対象経費	謝礼、旅費、消耗品費、印刷費、通信費、使用料、その他市長が認める経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他 (予算で定めた額) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度
交付先		三田市連合婦人会	三田市連合婦人会	三田市連合婦人会
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,193,409 円	1,338,213 円	1,279,313 円
うち、補助対象経費		1,157,250 円	822,893 円	1,018,712 円
財源内訳	市補助金②	280,000 円 24.2%	280,000 円 34.0%	280,000 円 27.5%
	一般財源	280,000 円 24.2%	280,000 円 34.0%	280,000 円 27.5%
	国・県費	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③			
	自己資金④	913,409 円	1,058,213 円	999,313 円
	下記以外の資金(会費等)	386,526 円	419,623 円	396,413 円
その他収入(参加料・協賛金等)	526,883 円	638,590 円	602,900 円	
繰越金				

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	42事業(4地区)	41事業(4地区)	各地区における教養活動事業の実施数合計 48事業
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	42事業(4地区)	41事業(4地区)	48事業(4地区)

補助金等名称	婦人教養活動事業補助金	担当課	協働推進課
--------	-------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 会員を対象とした事業のみではなく、地域の課題に応じ高齢者・子どもとの交流事業を実施しており、地域特性に対応するためにも補助金の手法が適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	各地域での教養活動は、高齢者施設の訪問や子育て世代との交流事業が中心であり、公益性は高い。また、赤十字奉仕団として、献血活動への支援や防災に関する研修等にも取り組んでおり、公益性は高い。		4		
必要性 (5点)	類似の活動をする他団体が皆無とは言えないが、婦人会として地域に根ざした、地域福祉のための継続的な活動が行われており、市が補助する必要度は高い。		5		
有効性 (5点)	地域で多くの教養活動事業が行われることで、会員や地域住民の参加により地域活動の充実が図られ、地域コミュニティの活性化につながる。		4		
公平性 (5点)	現在、連合加入は4地区のみであるが、地区住民を対象とした活動であり、特定の団体や個人のみ利益に供するものではない。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(予算で定めた額) (円) <input type="checkbox"/> c. 定額() (円)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市連合婦人会は自己で財源を生み出すことは難しいため	
	補助金の支出や手続きは適正に行われており、会計処理や用途も適正である。会員からの会費・参加料の徴収も行っている。H30から補助対象経費の1/2以下に変更。		4		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 婦人会が各地域で行う子育て支援事業、地域の見守り、奉仕活動等は、市が掲げる「地域で支えるまちづくり」の施策と合致しており、教養活動への事業補助は有効であるが、補助金の有効性を高めるために見直しを図り、平成30年度から連合婦人会事業補助金として統合する。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 37

補助金等名称	三田市国際交流協会運営補助			担当課	まちづくり協働センター			
予算科目	会計	一般	款	総務費	項	総務管理費	目	国際交流推進費
	小事業	国際交流推進事業費補助金						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み)		多文化共生施策の推進			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-市施策補完型【市単独】 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象						
補助期間(開始)	平成元 年度			~ (終了) 平成 31 年度			
補助根拠(法令・要綱等)	三田市補助金等交付規則、三田市国際交流協会事業補助金交付要綱、三田市国際交流協会事業補助金交付要領						
補助目的	市民の国際交流、国際理解の推進及び多文化共生の推進						
補助対象者	三田市国際交流協会						
補助対象事業	三田市国際交流協会運営						
補助対象経費	役員会、総会等会議費、人件費、研修・視察費、その他市長が認める経費						
補助金額 又は補助率	定額()円		定率(/)		その他()		
	上限額 2,900		千円				

補助金等の交付実績

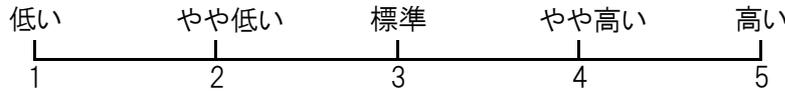
		29年度	28年度	27年度		
交付先		三田市国際交流協会	三田市国際交流協会	三田市国際交流協会		
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,797,324 円	3,961,593 円	3,778,695 円		
うち、補助対象経費		3,797,324 円	3,961,593 円	3,778,695 円		
財源内訳	市補助金②	2,813,000 円	74.1%	2,813,000 円	71.0%	2,813,000 円 74.4%
	一般財源	2,813,000 円	74.1%	2,813,000 円	71.0%	2,813,000 円 74.4%
	国・県費					
	その他					
	国・県補助金③					
	自己資金④	984,324 円		1,148,593 円		965,695 円
	下記以外の資金(会費等)	597,270 円		694,829 円		510,500 円
その他収入(参加料・協賛金等)	387,054 円		453,764 円		455,195 円	
繰越金						

当該団体の概要

団体等の名称	三田市国際交流協会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	三田市補助金、会費、事業収入
構成員及び人数	個人416、団体15、法人3	設立年月日	平成元年6月29日
主な活動内容	姉妹都市その他外国の都市との交流、国際交流に関する啓発・交流、国際交流に関する情報の収集及び提供、在住外国人との交流及び多文化共生のまちづくり推進、国際交流諸団体とのネットワーク推進等		

補助金等名称	三田市国際交流協会運営補助	担当課	まちづくり協働センター
--------	---------------	-----	-------------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	三田市国際交流協会は、三田市総合計画及び三田市多文化共生推進基本方針に基づき、三田市の多文化共生社会の実現及び姉妹都市交流の推進に不可欠な事業を行っており、団体の公益性は非常に高い。		5		
補助の必要性及び有効性 (10点)	三田市国際交流協会が実施している生活支援や姉妹都市交流事業は市の多文化共生施策と合致している。また、ホストファミリー受入れ調整ノウハウがあり、他に関係業務を行う団体もない。多文化共生施策については、市と協会の役割分担により進めており、団体運営や事業実施に伴う事務経費の補助を行う必要がある。また、本運営補助により、外国人市民ニーズが高く、年間延べ3000人以上が利用する生活支援事業や姉妹都市交流事業の運営を円滑に進めることができ、効果が認められるため有効である。		9		
公平性 (5点)	三田市国際交流協会が実施する事業は幅広く全市民を対象としており、公平性は高い。また、外国人支援事業、姉妹都市交流事業等を実施できる団体が他にはないため、補助金が受けられる機会についても公平性を欠くものではない。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(2,900,000円以下)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市国際交流協会事業補助金交付要綱及び三田市国際交流協会事業補助金交付要領に定めがあるため。	
	三田市国際交流協会事業補助金交付要綱及び三田市国際交流協会事業補助金交付要領に基づいて交付されており、法令に抵触するものではない。補助事業者の会計処理及び使途は適切である。補助対象経費に占める補助金額の割合が1/2を超えているが、三田市国際交流協会が市の多文化共生施策、姉妹都市交流施策の推進にとって重要な役割を担っている中、生活支援や姉妹都市交流などの事業の運営に係る経費は必要かつ妥当である。			4	
合計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 三田市国際交流協会は、外国人ニーズにあった日本語学習に係る事業実施やホームステイ受入れ等を行える市内唯一の団体であり、主な収入源が講座等受講料収入であることから運営補助の継続は妥当であるが、平成28年度補助金等点検結果に基づき、市が行うべき多文化共生施策等が衰退することがないよう、協会と十分調整のうえ、平成31年度末を目処に見直し作業を進める。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 38

補助金等名称	三田市消費者協会運営補助金			担当課	まちづくり協働センター	
予算科目	会計	01一般会計	款	30商工費	項	05商工費
	小事業	1536	三田市消費者協会補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 03生活の安全・安心		(市の取り組み)03(3)消費者の自立の支援と豊かな消費生活の推進			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助一市施策補完型	市単独	国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】	【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了)		29年度	
補助根拠(法令・要綱等)	三田市補助金交付規則、三田市消費者協会運営補助金交付要綱			
補助目的	三田市消費者協会は、消費生活に関する知識の普及、公正な情報の提供を通じ、消費生活の安全・安心を図ることを目的とした団体であり、公益性が高く、行政と連携・協働するパートナーとして育成している市民団体であるため。			
補助対象者	三田市消費者協会			
補助対象事業	役員会・総会費等、事務費			
補助対象経費	報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費、使用料及び賃借料			
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(/)	その他(予算で定めた額の範囲内)	
	上限額()	千円		

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市消費者協会	三田市消費者協会	三田市消費者協会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		763,174円	796,344円	742,451円			
うち、補助対象経費		763,174円	796,344円	742,451円			
財源内訳	市補助金②	262,000円	34.3%	262,000円	32.9%	262,000円	35.3%
	一般財源	262,000円	34.3%	262,000円	32.9%	262,000円	35.3%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③	172,000円		202,000円		72,000円	
	自己資金④	329,174円		332,344円		408,451円	
	下記以外の資金(会費等)	85,500円		43,000円		45,000円	
その他収入(参加料・協賛金等)	131,270円		214,774円		53,500円		
繰越金	112,404円		74,570円		309,951円		

当該団体の概要

団体等の名称	三田市消費者協会		所在	三田市 三田市外
資本金等の額	なし		主な財源(活動資金)	会費、市補助金、県補助金
構成員及び人数	会員	90人	設立年月日	昭和45年5月7日
主な活動内容	(1)消費生活資料の収集と情報活動 (2)関係機関団体との連絡調整 (3)各種講演会と研究会の開催 (4)会員相互の情報提供と啓発活動 (5)その他			

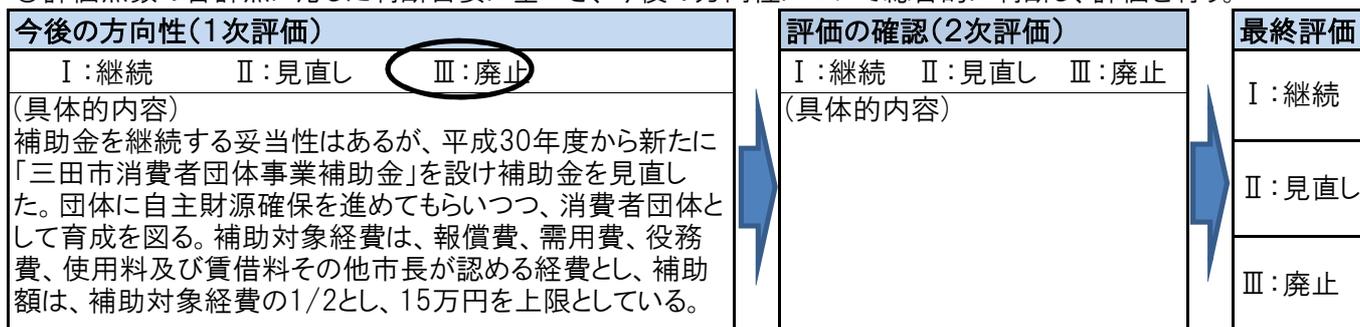
補助金等名称	三田市消費者協会運営補助金	担当課	まちづくり協働センター
--------	---------------	-----	-------------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	消費者協会は、市と協働して、消費生活に関する知識の普及や調査、情報の提供など様々な活動を通じて、消費生活の安定と消費者の自立を支える活動を展開しており、公益性の高い団体である。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	消費者協会は、総合計画に掲げる消費者意識向上に向け、市民向けの消費者だよりの年11回発行やリフォーム教室・廃油での石鹸づくり、意識啓発を目的とした消費者大会を実施するなど、市が行う消費者意識啓発の補完的な役割を担っており、補助すべき団体である。この運営補助を行うことで、協会として専任職員もいない状態で、市民が安心して消費生活がおくれる取組みを効果的に進めることができていることや他に消費者のための団体もないことから、補助金として見合う効果がある。		8		
公平性(5点)	三田市消費者協会は、「賢い消費者・自立した消費者」のため、消費者だよりの発行や消費者大会の実施など、広く市民を対象にした活動を実施しており、公平性は高い。また、消費生活の安全・安心を目的に事業を実施できる団体が他にないため、補助金を受けられる機会についても公平性を欠くものでない。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	三田市消費者協会運営補助金交付要綱に基づいて交付されており、法令に抵触するものではない。補助事業者の会計処理及び用途は適切である。補助対象経費に占める補助金額の割合は1/2以内になっており、三田市消費者協会の安定運営を確保することは、三田市の消費生活施策の推進にとっては必要であり妥当である。		4		
合計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	39
----------	----

補助金等名称	三田市国際交流協会事業補助			担当課	まちづくり協働センター	
予算科目	会計	一般	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	国際交流推進事業費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み)		多文化共生施策の推進	

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	市単独	国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象
補助期間	(開始)	平成元 年度	～ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市補助金等交付規則、三田市国際交流協会事業補助金交付要綱、三田市国際交流協会事業補助金交付要領		
補助目的	市民の国際交流、国際理解の推進及び多文化共生の推進		
補助対象者	三田市国際交流協会		
補助対象事業	市民の国際交流及び国際理解の推進に関する事業並びに多文化共生促進に関する事業		
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他市長が認める経費		
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(/)	その他()
	上限額	1,300	千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市国際交流協会	三田市国際交流協会	三田市国際交流協会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,732,936 円	2,800,207 円	2,931,726 円			
うち、補助対象経費		2,381,616 円	2,488,342 円	2,473,468 円			
財源内訳	市補助金②	1,300,000 円	54.6%	1,300,000 円	52.2%	1,300,000 円	52.6%
	一般財源	1,300,000 円	54.6%	1,300,000 円	52.2%	1,300,000 円	52.6%
	国・県費		0.0%		0.0%		
	その他		0.0%		0.0%		
	国・県補助金③						
	自己資金④	1,432,936 円		1,500,207 円		1,631,726 円	
	下記以外の資金(会費等)	565,586 円		714,007 円		968,626 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	867,350 円		786,200 円		663,100 円	
繰越金							

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		①日本語サロン開催回数:40回 ②日本語サロン参加外国人:のべ3200人	①日本語サロン開催回数:40回 ②日本語サロン参加外国人:のべ2600人	①日本語サロン開催回数:40回 ②日本語サロン参加外国人:のべ2000人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		①日本語サロン開催回数:40回 ②日本語サロン参加外国人:のべ3280人	①日本語サロン開催回数:40回 ②日本語サロン参加外国人:のべ2600人	①日本語サロン開催回数:40回 ②日本語サロン参加外国人:のべ2600人

補助金等名称	三田市国際交流協会事業補助	担当課	まちづくり協働センター
--------	---------------	-----	-------------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市国際交流協会が実施する外国人支援事業、姉妹都市交流事業、交流啓発事業は、三田市の多文化共生社会の推進に不可欠であり、これらの事業の実施に伴う運営費を補助することは適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)	1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	本補助事業は、市総合計画の多文化共生施策の推進に位置づけられるもので、市内在住の外国人ニーズも高く、市民福祉の向上につながる事業であり、公益性が高い。	5		
必要性 (5点)	本補助事業によって実施されている事業は、市が進めている外国人支援施策等に合致し、市内唯一の国際交流推進団体である国際交流協会が実施することで、より多くの外国人ネットワークにアプローチが可能な点からも補助すべき事業である。	5		
有効性 (5点)	日本語教室への年間のべ3000人を超える参加、ブルーマウンテンズ市への高校生の毎年派遣、国際交流デーの開催等、本補助事業は、外国人支援や市民の国際理解等の推進に効果的であり、補助金額に見合う効果が認められる。	5		
公平性 (5点)	本補助事業で実施される事業は、特定の個人や団体を対象としたものではなく、国籍を問わず広く市民を対象にしており、公平性が高い。また、独自のノウハウにより、これらの事業を効果的に実施できる団体が他にはないため、補助金が受けられる機会についても公平性を欠くものではない。	5		
妥当性 (5点)	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(1,300,000円以下)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市国際交流協会事業補助金交付要綱及び三田市国際交流協会事業補助金交付要領に定めがあるため。	
	三田市国際交流協会事業補助金交付要綱及び三田市国際交流協会事業補助金交付要領に基づいて交付されており、法令に抵触するものではない。補助事業者の会計処理及び使途は適切である。補助対象経費に占める補助金の割合は、生活支援事業のみ1/2を超えているが、外国人の日常生活支援を目的とするものであり、特に日本語教室は年間のべ3000人以上が利用するニーズの高い事業となり、ボランティアが事業を支えている。本事業は、市の外国人生活支援施策の柱として市が直接実施できない分野を担っており、妥当性が高い。		5	
合 計(25点満点)		25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 三田市国際交流協会事業補助は継続することが妥当である。	➡	評価の確認(2次評価) <input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 <input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

							整理番号	40
補助金等名称	兵庫県弁護士会法律援助事業補助金					担当課	まちづくり協働センター	
予算科目	会計	一般	款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費
	小事業	行政・法律相談事業費						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み)		ユニバーサル社会の推進			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・各市協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	
補助目的	兵庫県弁護士会は、憲法で保障された「基本的人権」や「裁判を受ける権利」を実質的に保障・確立するため、子ども、外国人・精神障害者に対する法律援助事業等の法律援助事業等を実施している。この事業を、広く市民が活用できるように、県下各市町が運営のための補助を行っているものである。
補助対象者	兵庫県弁護士会
補助対象事業	
補助対象経費	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(100 千円

補助金等の交付実績				
	29年度	28年度	27年度	
交付先	兵庫県弁護士会	兵庫県弁護士会	兵庫県弁護士会	
実施又は運営等に当たって要した費用①	100,000 円	100,000 円	100,000 円	
うち、補助対象経費	100,000 円	100,000 円	100,000 円	
財源内訳	市補助金②	100,000 円 100.0%	100,000 円 100.0%	100,000 円 100.0%
	一般財源	100,000 円 100.0%	100,000 円 100.0%	100,000 円 100.0%
	国・県費		0.0%	0.0%
	その他		0.0%	0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	0 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)			
その他収入(参加料・協賛金等)				
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)			

補助金等名称	兵庫県弁護士会法律援助事業補助金	担当課	まちづくり協働センター
--------	------------------	-----	-------------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 本事業は、兵庫県弁護士会「人権救済・リーガル基金」の運営費の一部を、兵庫県弁護士会の依頼に基づき、毎年兵庫県及び県下各市が人口規模に応じた金額を負担するものであるため、予算科目を負担金として支出する。(13自治体が負担金により支出)
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(100,000円以下)	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	→	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	→	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 42

補助金等名称	三田市区・自治会連合会運営補助金			担当課	協働推進課	
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	10	三田市区・自治会連合会運営費補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり (市の取り組み) 地域での支え合い活動の支援					

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助一市施策補完型【市単独 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】					
補助期間 (開始)	年度			年度		
補助根拠(法令・要綱等)	三田市区・自治会連合会運営費補助金交付要綱					
補助目的	市のまちづくりを補完する区・自治会で構成される三田市区・自治会連合会に対し、その運営経費に対して財政支援を行うことで、同連合会の活動を活性化させ、もって地域における協働のまちづくりを進めるための基盤づくりを行う。					
補助対象者	三田市区・自治会連合会					
補助対象事業	三田市区・自治会連合会の団体運営に関する事業					
補助対象経費	総会・部会等会議費、視察研修・調査研究費、旅費、事務費等					
補助金額 又は補助率	定額()円		定率(10/10)		その他()	
	上限額(予算の範囲)					

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度		
交付先		三田市区・自治会連合会	三田市区・自治会連合会	三田市区・自治会連合会		
実施又は運営等に当たって要した費用①		872,372 円	1,010,941円	1,121,343円		
うち、補助対象経費		622,853 円	807,092円	962,196円		
財源内訳	市補助金②	622,853 円	100.0%	806,340円	99.9%	962,000円 100.0%
	一般財源		0.0%	806,340円	99.9%	962,000円 100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%	0.0%
	その他		0.0%		0.0%	0.0%
	国・県補助金③	73,147 円		円		円
	自己資金④	176,372 円		204,601円		159,343円
	下記以外の資金(会費等)	176,372 円		204,601円		159,343円
その他収入(参加料・協賛金等)						
繰越金						

当該団体の概要

団体等の名称	三田市区・自治会連合会		所在	三田市・三田市外	
資本金等の額	なし		主な財源(活動資金)	会費・市補助金	
構成員及び人数	182		設立年月日	昭和47年1月18日	
主な活動内容	各種会議の開催、区長・自治会長向け研修会の開催、各地区連合組織の運営支援				

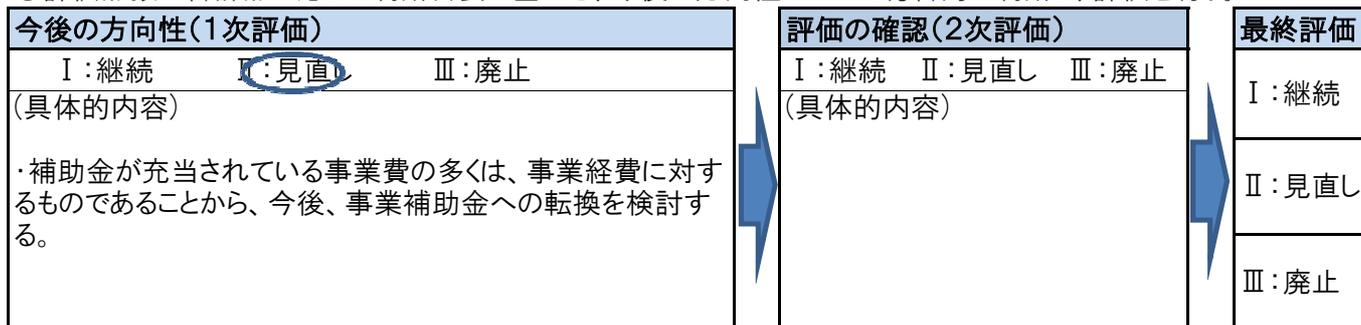
補助金等名称	三田市区・自治会連合会運営補助金	担当課	協働推進課
--------	------------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	各地域の自治組織により構成する地区連合自治組織の相互連携をすすめ、市全体のよりよいまちづくりを市とともに実現することを目的とした、公益的な団体である。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	各地域の自治組織の連合組織として、市域全体におよぶ地域課題を抽出し、その解決にむけて市と連携協力する市内唯一の組織であり、団体の活動を通じて、それぞれの地区において円滑なコミュニティ形成を図ることが期待できるが、自治組織の規模が地域毎に大きく異なり、会費として徴収できる額も限られることから、財政支援は必要である。また、団体に加入する自治組織は市内各地域をほぼ網羅しており、同団体の取り組みの効果が市全域に及ぶことから、運営に対する支援は有効である。		8		
公平性(5点)	団体に加入する自治組織は、市内各地区をほぼ網羅しており、地区的な偏りがないことから、財政支援の効果は市域全体に及ぶことが期待でき、公平性に欠けることはない。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(予算の範囲内) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	年度により活動内容に差異が生じるため、予算の範囲において決定することが妥当である。	
	補助金の充当先は、市全体のまちづくりを補完する公共的・公益的活動や研修事業等について充当されており、その他、団体独自の経費については会費で賄われている。また、金額的にも社会通念を著しく逸脱するものでないことから、妥当性がある。		5		
合 計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 43

補助金等名称	三田市自治会活動振興事業補助金			担当課	協働推進課
予算科目	会計	一般財源	款	総務費	項
	小事業	10	自治会活動振興事業補助金		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み)	地域での支え合い活動の支援	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市補助金等交付規則、三田市自治会活動振興事業補助金交付要綱
補助目的	三田市区・自治会連合会の会員である区・自治会の活動拠点等で活用する備品類の購入費用を助成する。
補助対象者	三田市区・自治会連合会の会員である区・自治会
補助対象事業	区・自治会の集会所等で活用する備品類購入費用
補助対象経費	備品類購入費用(備品を活用するために必要な取り付け費等も含む)
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(1/2) ・ その他() 上限額(自治会の加入世帯数により異なる)

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		18		13		11	
実施又は運営等に当たって要した費用①		5,127,954 円		3,205,541 円		2,171,388 円	
うち、補助対象経費		5,127,630 円		3,205,541 円		2,171,388 円	
財源内訳	市補助金②	2,145,000 円	41.8%	1,498,000 円	46.7%	1,034,000 円	47.6%
	一般財源	2,145,000 円	41.8%	1,498,000 円	46.7%	1,034,000 円	47.6%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	2,982,954 円		1,707,541 円		1,137,388 円	
	下記以外の資金(会費等)	2,982,954 円		1,707,541 円		1,137,388 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	加入率80%超の自治会 90組織	加入率80%超の自治会 90組織	加入率80%超の自治会 90組織
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	加入率80%超の自治会 83組織	加入率80%超の自治会 84組織	加入率80%超の自治会 79組織

補助金等名称	三田市自治会活動振興事業補助金	担当課	協働推進課
--------	-----------------	-----	-------

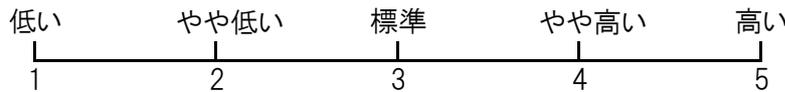
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 補助事業の対象は市内各地区の自治組織の備品等であり、公共性、公益性が高い自治会活動に対する市の財政的支援として、一定の上限内で助成することについては適切であると考えます。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	・区や自治会は、それぞれの地域の自治を担っている団体であり、それらの団体が行う地域活動に必要な備品等の購入を行うための補助金であることから、公益性は高い。		4		
必要性 (5点)	区や自治会の規模や財政事情が大きく異なるため、市と連携協力してまちづくりを補完する取り組みを進めやすくするための自治会負担軽減策として補助の必要がある。		4		
有効性 (5点)	区や自治会の活動が、規模や財政事情によって滞ることなく、最低限必要な地域活動を行える環境づくりができる支援として有効である。		4		
公平性 (5点)	補助金交付を受けた自治会には、5年間の年数制限が設けており、特定の区や自治会に偏った使い方ができない制度となっている。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	区や自治会の規模に応じて補助金の交付上限を5段階に設け、かつ、事業費の半分は区や自治会が負担する補助金制度となっており、自治会の規模にあった妥当な予算執行ができる補助金となっている。		4		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) ・要望件数が増加傾向であることから、年数制限等により、補助対象の要件を検討する。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等名称	三田市地域集会所合併処理浄化槽維持管理補助金	担当課	協働推進課
--------	------------------------	-----	-------

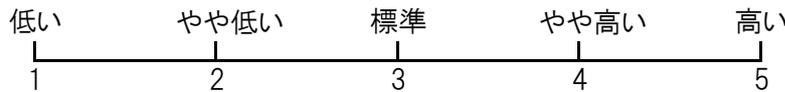
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内に位置する区・自治会が管理する「地域集会所」の合併浄化槽の維持管理については、公共下水道区域内の集会所に比べ、浄化槽の点検等の費用が必要となることから、地域間の格差を補填するための手法として適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内における一般住宅の浄化槽設置補助金と同様の主旨で行う補助金であり、地域の環境衛生を確保する観点から公益性がある。		4		
必要性 (5点)	公共下水道の設置が困難な市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内においては、高額な浄化槽の設置を行い、維持管理する必要がある。公共下水道との差を埋めるための制度として必要である。		4		
有効性 (5点)	市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内における適正な環境保全を目的として、合併浄化槽の維持管理の負担を軽減し、確実に管理していただくための財政支援策として有効である。		4		
公平性 (5点)	公共下水道の利用と、合併浄化槽の設置による利用との金銭負担の軽減するための制度であり、一般家庭に対する同様の補助も行っていることから、自治会支援として実施することについても理解が得られる。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(要綱に定める額)	a以外の補助率等を採用する理由	地域間の費用負担の差を補填することを趣旨とした補助金であるため。	
	地域間の費用負担の差を補填することを趣旨とした補助金であり、合併浄化槽の規模に応じて、点検・清掃等の費用を算定することが可能であることから、補助金額の考え方として妥当である。		4		
合 計(25点満点)			20	0	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: <u>継続</u> II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) ・平成30年度から実支払額に基づいた補助額に変更した上で、継続する。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 45

補助金等名称	ふるさと地域交付金(義務的経費)				担当課	協働推進課
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	2966	地域活性化支援事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり (市の取り組み) これからの地域のあり方を考える基盤づくり					

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独】国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	26年度～(終了)年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市ふるさと地域交付金交付要綱
補助目的	協働のまちづくりの実現に向け、地域づくりに関わる多様な主体が連携・協力しながら、地域の課題解決に向けた自主的かつ主体的な活動を継続的に展開していくための財政的支援
補助対象者	自治区・自治会を含む多様な団体等で構成された概ね小学校区程度の区域を活動基盤とする団体
補助対象事業	事務局経費
補助対象経費	事務局人件費、事務局施設維持管理費、事務局施設改修費、事務局備品購入経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(経費別上限:人件費1,000千円・事務局整備・運営費300千円)

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		17	14	8			
実施又は運営等に当たって要した費用①		12,234,999 円	11,025,867 円	4,473,539 円			
うち、補助対象経費		12,217,494 円	11,003,892 円	4,470,211 円			
財源内訳	市補助金②	12,028,381 円	98.5%	10,821,154 円	98.3%	4,458,698 円	99.7%
	一般財源	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	12,028,381 円	98.5%	10,821,154 円	98.3%	4,458,698 円	99.7%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	206,618 円		204,713 円		14,841 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		11,410 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	206,618 円		204,713 円		3,431 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		交付団体数の増→18団体	交付団体数の増→13団体	交付団体数の増→13団体
実績値(成果指標)		29年度	28年度	27年度
		17団体	14団体	8団体

補助金等名称	ふるさと地域交付金(義務的経費)	担当課	協働推進課
--------	------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 交付対象団体である各地域まちづくり協議会等は各地域内の主要な地縁団体等で構成されており、各地域の地域課題を解決するために主体的に事業を遂行していることから、交付金という形態で交付することが適切であると判断する。
不適切	

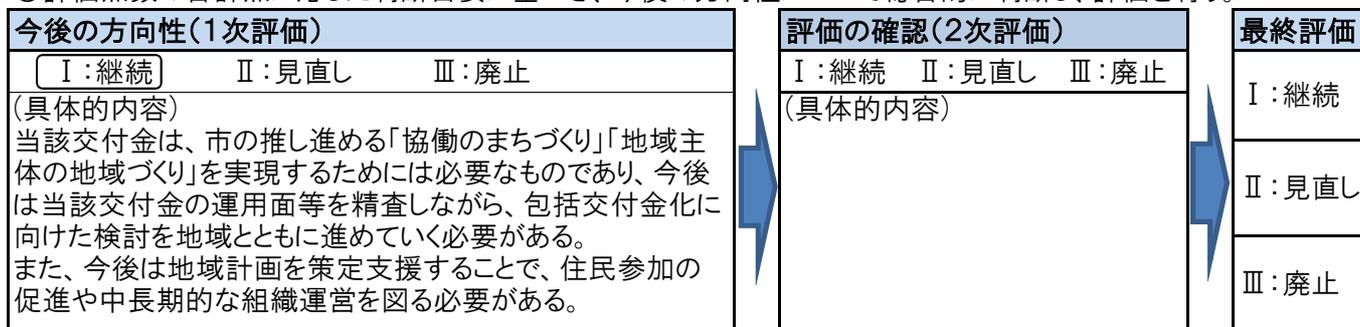
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地域の活性化という観点から主体的な事業展開を行っており、地域住民の福祉の向上にむけた事業活動を行っている。		5		
必要性 (5点)	地域内の各種団体等が連携・協力しながら自主的かつ主体的に取り組みを進めるためには、各種団体の調整や諸事務を行うことが不可欠であり、自主的な取り組みを円滑に進めるためには、諸調整や事務等を行う事務局員が必要である。		5		
有効性 (5点)	事務局員の雇用や拠点施設の整備のための経費(事務局経費)を交付対象とすることにより、29年度に交付した17団体のうち、17団体が事務局経費を活用し、事業を円滑に進めている。		5		
公平性 (5点)	交付対象団体は、市から交付金を受けるにあたり、総会を開催し、合意を得ることを条件としている。また、ある特定分野における活動を行うのではなく、当該地域の地域づくり全般を担っているため、その対象も多くの地域住民に及んでいる。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(上限1,300千円) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	交付対象団体は、主に地域組織で構成されており、また、結成されてからの期間も短いことから事業費のほとんどを交付金で補う必要があるため。	
	交付にあたっての条件、交付手続きについては、要綱または当該交付金のガイドラインに定められている。また、その用途については、実績報告時に領収書等の写しを提出させている。今後の課題としては、組織としての自立を図るための自主財源の確保である。		4		
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 46

補助金等名称	ふるさと地域交付金				担当課	協働推進課	
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目
	小事業	2966	地域活性化支援事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり				(市の取り組み) これからの地域のあり方を考える基盤づくり		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独】・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	26年度～(終了)年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市ふるさと地域交付金交付要綱
補助目的	協働のまちづくりの実現に向け、地域づくりに関わる多様な主体が連携・協力しながら、地域の課題解決に向けた自主的かつ主体的な活動を継続的に展開していくための財政的支援
補助対象者	①自治区・自治会を含む多様な団体等で構成された概ね小学校区程度の区域を活動基盤とする団体 ②①の団体を目指す団体
補助対象事業	防災防犯、地域福祉推進事業、地域交流・多世代事業、地域活性化のための調査研究事業などのソフト事業
補助対象経費	講師等謝礼、旅費、通信費・保険料、会場設営委託、レンタル・リース、事業活動に必要な備品など
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(①2,000千円 ②500千円)

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		14	13	10			
実施又は運営等に当たって要した費用①		18,905,853 円	11,754,472 円	8,313,800 円			
うち、補助対象経費		11,329,907 円	11,754,472 円	7,846,585 円			
財源内訳	市補助金②	11,264,156 円	99.4%	9,753,346 円	83.0%	7,387,891 円	94.2%
	一般財源	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	11,264,156 円	99.4%	9,753,346 円	83.0%	7,387,891 円	94.2%
	国・県補助金③	5,392,602 円		0 円		0 円	
	自己資金④	2,249,095 円		2,001,126 円		925,909 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		33,665 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	2,249,095 円		2,001,126 円		892,244 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		交付団体数の増→18団体	交付団体数の増→15団体	交付団体数の増→15団体
実績値(成果指標)		29年度	28年度	27年度
		14団体	13団体	10団体

補助金等名称	ふるさと地域交付金	担当課	協働推進課
--------	-----------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 交付対象団体である各地域まちづくり協議会等は各地域内の主要な地縁団体等で構成されており、各地域の地域課題を解決するために主体的に事業を遂行していることから、交付金という形で交付することが適切であると判断する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地域の活性化という観点から主体的に事業を実施しており、地域住民の福祉の向上にむけた事業活動を行っている。		5		
必要性 (5点)	これからの地域づくりは、行政だけでは、各地域固有の地域課題の解決に対応できない。地域課題の解決のため、地域内の各種団体等が連携・協力しながら自主的かつ主体的に取り組んでいく必要がある。この交付金は、これまでの補助金よりもその裁量を広げることで、地域課題解決に取り組みやすくするために必要なものであると考える。		5		
有効性 (5点)	交付対象団体数は、平成29年度14団体(前年13団体)で、各団体とも交付金を活用し、地域の情報発信、防犯・防災や見守り活動、多世代交流事業など各地域の課題解決のためのさまざまな事業を実施している。		5		
公平性 (5点)	当該交付対象団体は、市から交付金を受けるにあたり、総会を開催し、合意を得ることを条件としている。また、ある特定分野における活動を行うのではなく、当該地域の地域づくり全般を担っているため、その対象も多くの地域住民に及んでいる。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	当該団体は、主に地域組織で構成されており、また、結成されてからの期間も短いことから事業費のほとんどを交付金で補う必要があるため。	
	交付にあたっての条件、交付手続きについては、要綱または当該交付金のガイドラインに定められている。また、その用途については、実績報告時に領収書等の写しを提出させている。今後の課題としては、組織としての自立を図るための自主財源の確保である。			4	
合計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) <input checked="" type="checkbox"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 当該交付金は、市の推し進める「協働のまちづくり」「地域主体の地域づくり」を実現するためには必要なものであり、今後は当該交付金の運用面等を精査しながら、包括交付金化に向けた検討を進めていく必要がある。	評価の確認(2次評価) <input checked="" type="checkbox"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 <input checked="" type="checkbox"/> I:継続 <input type="checkbox"/> II:見直し <input type="checkbox"/> III:廃止
---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 47

補助金等名称	市民センターまつり開催事業補助金			担当課	協働推進課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	市民センター費
	小事業	335	市民センターまつり開催費補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり			(市の取り組み)		その他		

補助金等の概要

分類区分	イベント・大会補助	【市単独】	国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無	【地域対象】
補助期間(開始)	年度		～(終了)	30年度
補助根拠(法令・要綱等)	市民センターまつり開催事業補助金交付要綱			
補助目的	地域活動の発表の場を通じて、住民の交流及び市民センター活動への参加意欲を促進することで地域活性化を図るため			
補助対象者	各市民センターごとに組織されるまつり実行委員会			
補助対象事業	各市民センターまつり開催事業(平成28年度からさんだ市民センターまつりが追加)			
補助対象経費	出演者謝礼、まつりにかかる消耗品・印刷費、保険料・会場設営手数料、警備委託、物品レンタルなど			
補助金額 又は補助率	定額()円	・	定率(/)	・ <u>その他</u> 予算で定めた額の範囲内)
	上限額()		千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		8	8	7			
実施又は運営等に当たって要した費用①		4,651,136円	5,202,994円	5,039,200円			
うち、補助対象経費		4,314,689円	5,202,994円	5,039,200円			
財源内訳	市補助金②	4,314,689円	100.0%	4,651,045円	89.4%	4,048,908円	80.3%
	一般財源	4,314,689円	100.0%	4,651,045円	89.4%	4,048,908円	80.3%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	336,447円		551,949円		990,292円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		395,754円		412,900円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	131,179円		144,233円		247,167円	
繰越金	205,268円		11,962円		330,225円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	31年度の廃止に向け、市民主体による継続的な開催を地域とともに検討する	28年度同数又はそれ以上の参加	27年度同数又はそれ以上の参加
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	市民センターまつりに展示・発表という形で自主的に参加した団体数→300	市民センターまつりに展示・発表という形で自主的に参加した団体数→260(内さんだ市民センター60)	市民センターまつりに展示・発表という形で自主的に参加した団体数→226

補助金等名称	市民センターまつり開催事業補助金	担当課	協働推進課
--------	------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 補助対象事業者である実行委員会は、地域の区・自治会を中心とした地縁組織および各市民センターの登録グループ等から構成されており、実行委員会で企画・執行していることから、補助金等の手法が適切であると判断する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	当該市民センターまつりは、地域の拠点である市民センターを舞台に開催され、当該補助金の交付目的である住民の交流促進や市民センター活動への参加意欲を高めるきっかけとなっており、公益性の高いイベントとなっている。		4		
必要性 (5点)	当該市民センターまつりは、地域の区・自治会等の地縁組織および各センターの登録グループで組織され、10年～20年継続されている。地域活動の発表の場を通じて、住民の交流及び市民センター活動への参加意欲の促進などをもって、地域の活性化は一定の成果は得られた。		3		
有効性 (5点)	毎年幅広い世代の多くの市民が参加し、まつりを楽しんでおり、当該事業に対する一定の理解は得られている。		4		
公平性 (5点)	補助対象者は、各市民センター等が所管する地域の地縁組織および登録グループなどで組織された実行委員会であり、幅広い世代の地域住民が集い、楽しむことができるイベントとなっている。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	実行委員会には安定した自己財源がないため、予算の範囲内(予算を上限とした)での補助交付となっている。	
	各地域によって、負担金等を徴収している。また、各市民センター等の実行委員会に補助金を交付し、地域の特性や市民センターまつりの事業内容などにより補助金の幅があり、必要な金額を予算の範囲内で補助金を交付している。		4		
合計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 地域の各種交流事業による活性化の促進やセンターまつりを通じた活動団体の持続的な活動と定着などの状況から、目的を一定達成したと判断できるため、地域の自主性・自立性を高める事業の各種サポートに軸を移すこととし、平成30年度補助金を29年度比50%を削減して、平成31年度から廃止する。	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 48

補助金等名称	三田市地域集会所整備事業補助金			担当課	協働推進課			
予算科目	会計	一般財源	款	総務費	項	総務管理費	目	市民活動推進費
	小事業	12	地域集会所整備事業補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり (市の取り組み) 地域での支え合い活動の支援							

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	年度	～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市補助金等交付規則、三田市地域集会所整備事業補助金交付要綱	
補助目的	三田市区・自治会連合会の会員である区・自治会の活動拠点である地域集会所に対し、各区・自治会の財政支援として新築・改築等の費用を助成する。	
補助対象者	三田市区・自治会連合会の会員である区・自治会	
補助対象事業	区・自治会が管理する地域集会所の新築、改築等の経費	
補助対象経費	工事経費、地域集会所の整備に関する建築基準法上の手続き等に要する経費	
補助金額 又は補助率	定率(新築・増築・改築 事業費の30%、修繕 事業費の50%) 上限額(新築700万円、改築・増築250万円、修繕100万円)	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	7	5	5	
実施又は運営等に当たって要した費用①	44,702,068 円	19,699,784 円	54,349,202 円	
うち、補助対象経費	44,702,068 円	19,699,784 円	49,368,827 円	
財源内訳	市補助金②	13,536,740 円 30.3%	5,565,167 円 28.2%	10,392,064 円 21.0%
	一般財源	13,536,740 円 30.3%	5,565,167 円 28.2%	10,392,064 円 21.0%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	31,165,328 円	14,134,617 円	43,957,138 円
	下記以外の資金(会費等)	31,165,328 円	14,134,617 円	43,957,138 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	加入率80%超の自治会 90組織	加入率80%超の自治会 90組織	加入率80%超の自治会 90組織
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	加入率80%超の自治会 83組織	加入率80%超の自治会 84組織	加入率80%超の自治会 79組織

補助金等名称	三田市地域集会所整備事業補助金	担当課	協働推進課
--------	-----------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 補助事業の対象は市内各地区の自治組織が管理する集会所であり、公共性、公益性が高い自治会活動に対する市の財政的支援の方法として、補助金を交付することは適切であると考ええる。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	区や自治会は、それぞれの地域の自治を担っている団体であり、それら団体の活動拠点となる集会所は、公共性が高い施設であると考えられることから、その整備に対する財政支援には公益性がある。		4		
必要性 (5点)	区や自治会の集会所は、区や自治会の活動だけでなく、選挙の投票所等、市の事業等においても活用していることから、施設の更新や利用環境の保全を行うことに対して財政支援する必要性は高い。		4		
有効性 (5点)	市の事業等を行うために、区や自治会の集会所を活用しているケースもあり、施設の利用環境整備に対する補助は市の施策を進めるうえでも有効である。ただ、集会所の規模が、地域により異なることから、規模に応じた補助金として見直す必要性がある。		4		
公平性 (5点)	補助金交付を受けた自治会には、10年間の年数制限が設けており、特定の区や自治会に偏った使い方ができない制度となっている。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	市街地や農村地域に建設されている地域集会所(概ね150㎡)の新築・改修等に要する工事費に対する補助として、適当な補助上限額が設定されており、補助対象経費についても、新築や改修等の内容として過不足がない妥当な制度となっている。		4		
合 計(25点満点)			19		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容)	(具体的内容)	II : 見直し
<ul style="list-style-type: none"> 集会所の規模に応じた補助金となるよう、交付方法を今後検討する。 自治総合センターが助成するコミュニティセンター助成事業との関係を整理する。 		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	49
------	----

補助金等名称	三田市子ども会連絡協議会事業補助金			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
	小事業	10	社会教育関係団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域ぐるみの子育て		(市の取り組み)		青少年健全育成の推進			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成 29 年度 ～ (終了) 平成 31 年度 ※H29事業補助に転換
補助根拠(法令・要綱等)	三田市子ども会連絡協議会運営補助金交付要綱
補助目的	三田市子ども会連絡協議会の活動目的である青少年健全育成事業を実施するために要する経費の一部を補助。(H29の補助対象事業は、単位子ども会活性化支援事業)
補助対象者	三田市子ども会連絡協議会
補助対象事業	①市内の子ども会を対象とした研修会等の開催及び広報啓発。②市内の子ども会における研修会等の実施支援。③市及び三田市教育委員会との連携促進。④その他市長が特に必要と認める事業。
補助対象経費	補助対象事業の実施に係る経費(慶弔費、食糧費(会議のお茶を除く)、泊付きの旅費、基金積立金など公費負担が不適当なものは対象外)
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(1/2以内、予算で定める額) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市子ども会連絡協議会	三田市子ども会連絡協議会	三田市子ども会連絡協議会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		183,750 円	957,352 円	945,317 円			
うち、補助対象経費		183,750 円	272,771 円	331,371 円			
財源内訳	市補助金②	91,874 円	50.0%	250,000 円	91.7%	250,000 円	75.4%
	一般財源	91,874 円	50.0%	250,000 円	91.7%	250,000 円	75.4%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③			67,630 円		81,020 円	
	自己資金④	91,876 円		639,722 円		614,297 円	
	下記以外の資金(会費等)	14,673 円		35,700 円		43,250 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	60,000 円		9 円		41,524 円		
繰越金	17,203 円		604,013 円		529,523 円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		会員数 884人	会員数 914人	※団体運営補助
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		会員数 884人	※団体運営補助	※団体運営補助

補助金等名称	三田市子ども会連絡協議会事業補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	-------------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市子ども会連絡協議会の活動目的である青少年健全育成事業を実施するために要する経費について補助しており適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地域を基盤とした子どもの健全育成に取り組む子ども会に、地域活動本来の役割が期待されている。			5		
必要性 (5点)	加速する少子化に伴い地域単位の子ども会への加入者数も減少している。今後、子育て支援施策として、子ども会の指導者育成の支援を含めて地方自治体としてバックアップする必要がある。			4		
有効性 (5点)	会員の増加に直接的な効果は認められないものの、団体の活動趣旨に合致した有効な事業である。			3		
公平性 (5点)	三田市全域の子ども会を組織する非営利団体である			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額() 円	a以外の補助率等を採用する理由			
	加速する少子化に伴い地域単位の子ども会への加入者数も減少している。今後、子育て支援施策として、子ども会の指導者育成の支援を含めて地方自治体としてバックアップする必要がある。			5		
合 計(25点満点)				22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 社会教育関係事業補助金の公募型への転換を検討する。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 50

補助金等名称	三田市吹奏楽団運営補助金				担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	目	文化振興費				目
予備科目	小事業	11	文化振興団体補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造		(市の取り組み)		(5)市民文化の活性化	

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助一団体支援型	市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度	～(終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市吹奏楽団運営補助金交付要綱	
補助目的	三田市吹奏楽団の活動を支援することにより、三田市の市民文化活動の向上に寄与することを目的とする。	
補助対象者	三田市吹奏楽団	
補助対象事業	三田市吹奏楽団の運営に係る経費	
補助対象経費	三田市吹奏楽団の運営に係る経費のうち、演奏技術の向上に係る指揮者及びトレーナー等の指導者の謝礼と練習会場使用料	
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(/)
	上限額(予算の範囲内)	千円

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付先	三田市吹奏楽団	三田市吹奏楽団	三田市吹奏楽団	
実施又は運営等に当たって要した費用①	5,546,803 円	5,385,018 円	5,597,476 円	
うち、補助対象経費	2,460,674 円	2,373,909 円	2,169,992 円	
財源内訳	市補助金②	1,000,000 円 40.6%	1,000,000 円 42.1%	1,000,000 円 46.1%
	一般財源	1,000,000 円 40.6%	1,000,000 円 42.1%	1,000,000 円 46.1%
	国・県費	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③			350,000 円
	自己資金④	4,546,803 円	4,385,018 円	4,247,476 円
	下記以外の資金(会費等)	4,079,000 円	3,811,000 円	3,406,928 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	399,459 円	525,334 円	589,885 円
繰越金	68,344 円	48,684 円	250,663 円	

当該団体の概要

団体等の名称	三田市吹奏楽団	所在	三田市 三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	会費、団員拠出金、市補助金
構成員及び人数	68人	設立年月日	昭和62年
主な活動内容	第26回定期演奏会、全日本吹奏楽コンクール兵庫県大会<金賞>、ウッディタウンフェスタ、ウッディタウン市民センターまつり、シルバー感謝祭、サンタ×三田オープニング式典、三田市吹奏楽団クリスマスコンサート、兵庫県アンサンブルコンテスト、インスパイアスクール、吹奏楽フェスティバル		

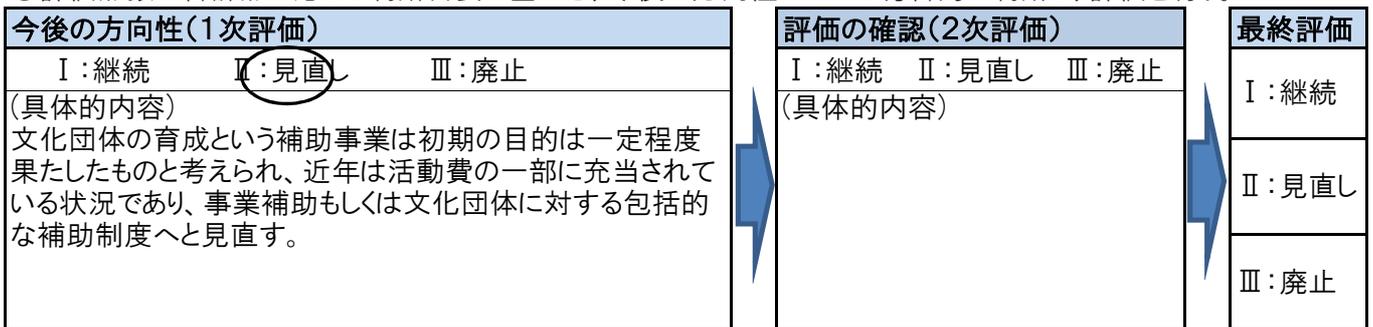
補助金等名称	三田市吹奏楽団運営補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	--------------	-----	---------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	市民と市が文化振興のために昭和62年に設置、三田市を代表する市民吹奏楽団である。市民・アマチュア等による吹奏楽団体として、主婦、会社員、教師、学生などの市民が手作りで運営している。また、市の事業への出演も多い。		4		
補助の必要性及び有効性 (10点)	補助金は、演奏技術の向上にかかる指揮者及びトレーナー等の指導者の謝礼と練習会場使用料を対象としており、演奏技術の資質向上のためには必要である。成果としては、全日本吹奏楽コンクール兵庫県大会金賞の受賞など外部からの評価も高い。また、定期的な演奏会により市民に良質な音楽を提供し、市民文化や愛好意識の醸成に寄与している。		7		
公平性 (5点)	特定の団体への補助金となっているが、市が施策的に育成を図ってきた団体である。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	定期演奏会等以外の練習会場費等の大半を市補助金に依存しているため。	
	市が施策的に育成を図ってきた団体であること、全日本吹奏楽コンクール兵庫県大会<金賞>の受賞など外部からの評価も高いこと、定期的な演奏会により市民に良質な音楽を提供し、音楽系の市民文化や愛好意識の醸成に寄与していることから、補助事業の妥当性が高い。		4		
合計(25点満点)			18		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

							整理番号	51	
補助金等名称	三田市体育振興関係団体補助金					担当課	文化スポーツ課		
予算科目	会計	1		款	一般会計	項	総務費	目	総務管理費
	小事業	10	体育振興関係団体補助金						
総合計画施策体系	(取り組み目標) スポーツ・レクリエーション			(市の取り組み) 運動をしていない市民等へのアプローチ					

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市体育振興関係団体補助金交付要綱
補助目的	スポーツ振興及び普及に取り組むことにより市民の健康づくり、体力づくり、コミュニティづくり、地域間のスポーツ交流の推進に寄与する。
補助対象者	三田市体育振興会
補助対象事業	各体育組織内での運動会及びスポーツ大会、講演会等の開催に係る自主的な活動。
補助対象経費	事務費、通信費、印刷費、消耗品費、報償費、交通費、保険料、会場使用料。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(1/ 2以内) ・ その他() 上限額 90千円 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		8		8		9	
実施又は運営等に当たって要した費用①		4,834,686 円		4,883,899 円		5,169,512 円	
うち、補助対象経費		3,936,088 円		3,206,037 円		3,933,999 円	
財源内訳	市補助金②	720,000 円	18.3%	720,000 円	22.5%	810,000 円	20.6%
	一般財源	720,000 円	18.3%	720,000 円	22.5%	810,000 円	20.6%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	4,114,686 円		4,163,899 円		4,359,512 円	
	下記以外の資金(会費等)	2,365,294 円		2,319,231 円		2,403,127 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	140,649 円		227,368 円		152,128 円		
繰越金	1,608,743 円		1,617,300 円		1,804,257 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	8団体	8団体	8団体
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	8団体	8団体	9団体

補助金等名称	三田市体育振興関係団体補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	----------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 体育振興関係団体は、各地区の解散が進み、存続している特定地域のみが対象となっている。公平性の観点から地域スポーツの振興に関しては、担い手やその形態が多様化していることから、地域に対する一括交付金化が適切と考える。
不適切	

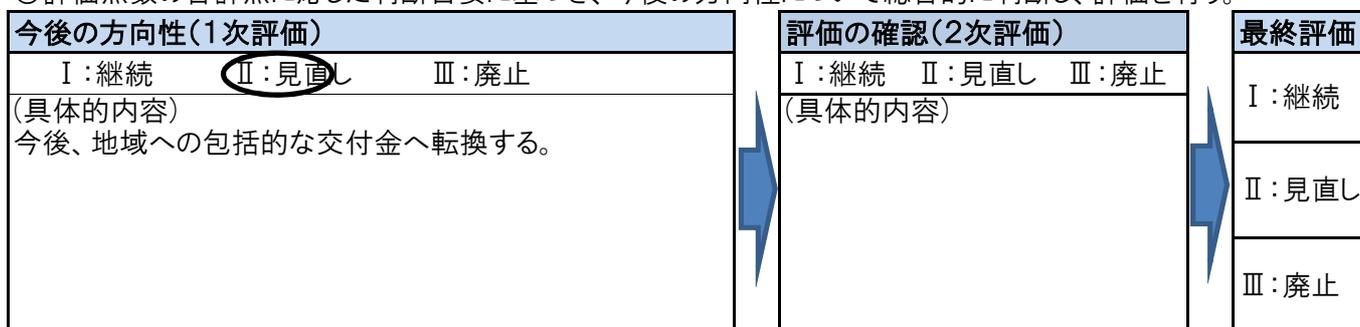
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 52

補助金等名称	三田市文化協会運営補助金				担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	文化振興団体補助金				目
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造		(市の取り組み)		市民文化の活性化	

補助金等の概要	
分類区分	団体運営補助-団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市文化協会運営補助金交付要綱
補助目的	市民の文化の向上と文化活動の普及振興を図り、文化社会の建設に寄与することを目的とする。
補助対象者	三田市文化協会
補助対象事業	三田市文化協会の運営に係る経費
補助対象経費	慶弔費、食糧費、視察費、積立金等を除く運営経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(予算の範囲内) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度
交付先	三田市文化協会	三田市文化協会	三田市文化協会	三田市文化協会
実施又は運営等に当たって要した費用①	984,120 円	1,099,427 円	1,575,804 円	
うち、補助対象経費	984,120 円	1,099,427 円	1,575,804 円	
財源内訳	市補助金②	500,000 円 50.8%	500,000 円 45.5%	1,000,000 円 63.5%
	一般財源	500,000 円 50.8%	500,000 円 45.5%	1,000,000 円 63.5%
	国・県費	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③			
	自己資金④	484,120 円	599,427 円	575,804 円
	下記以外の資金(会費等)	309,000 円	296,000 円	305,000 円
その他収入(参加料・協賛金等)	8 円	36,627 円	159 円	
繰越金	175,112 円	266,800 円	270,645 円	

当該団体の概要	
団体等の名称	三田市文化協会
資本金等の額	主な財源(活動資金) 市補助金、会費
構成員及び人数	約3,000人 38団体
設立年月日	昭和45年
主な活動内容	第49回三田市民文化祭、第29回高校演劇祭、第22回三田市美術協会展、第21回新舞踊祭、第4回さんだ吟剣詩舞道祭、第49回俳句大会、第10回カラオケ大会、謡曲大会、第41回合唱祭、第3回さんだこどもフェスタ、文化活動支援事業

補助金等名称	三田市文化協会運営補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	--------------	-----	---------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	昭和45年の設立以来、市民文化の向上と健全な文化活動の普及振興を図り、文化のまちづくりに貢献してきた。音楽、舞踊、絵画、書など、37団体が加盟。幅広い分野で市民主体の文化活動を展開しており、市の文化振興を推進する上で大きな役割を担っている。		4		
補助の必要性及び有効性 (10点)	市内の文化団体が多く加盟する団体として、幅広い部門における市民主体の文化活動を展開し、三田市の文化振興を推進するうえで欠くことのできない団体への補助事業である。補助金は加盟団体の運営費用の大半を占めており、廃止することはできない。		6		
公平性 (5点)	幅広い分野にわたる市民団体を加盟団体に持つ、他に代わる団体がなく、かつ市内最大の文化団体への補助事業である。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	団体運営費のうち自主事業に係る経費に補助金は充当されており、実質的に運営経費の1/2相当になっている。	
	三田市文化協会化加盟団体に限る補助金という点は課題があるが、市内最大の文化団体として幅広い分野における文化振興を推進するうえで、担い手としての役割を果たしている。		3		
合計(25点満点)			16		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) ①文化活動の担い手・団体のあり方は多様化しており、当協会に加盟しない文化団体に対する支援策を視野に入れた見直しが必要。 ②市民文化活動の自主性・自立性からも事業補助への移行など、共存関係を見直す時期に来ている。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 53

補助金等名称	三田市民オーケストラ運営補助金			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	文化振興費
	小事業	文化振興団体補助金						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造		(市の取り組み)		市民文化の活性化			

補助金等の概要	
分類区分	団体運営補助-団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市民オーケストラ運営補助金交付要綱
補助目的	音楽を通じて三田市の市民文化活動の向上に寄与することを目的とする。
補助対象者	三田市民オーケストラ
補助対象事業	三田市民オーケストラの運営に係る経費のうち、演奏技術の向上に係る指揮者及びトレーナー等の指導者の謝礼と練習会場使用料
補助対象経費	演奏技術の向上にかかる指揮者及びトレーナー等の指導者の謝礼と練習会場使用料。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(予算の範囲内) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市民オーケストラ	三田市民オーケストラ	三田市民オーケストラ			
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,869,555 円	4,154,779 円	3,413,563 円			
うち、補助対象経費		1,078,247 円	950,249 円	1,248,690 円			
財源内訳	市補助金②	550,000 円	51.0%	550,000 円	57.9%	550,000 円	44.0%
	一般財源	550,000 円	51.0%	550,000 円	57.9%	550,000 円	44.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③					37,000 円	
	自己資金④	3,319,555 円		3,604,779 円		2,826,563 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,787,000 円		1,751,000 円		1,500,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	932,192 円		1,430,447 円		1,092,682 円		
繰越金	600,363 円		423,332 円		233,881 円		

当該団体の概要			
団体等の名称	三田市民オーケストラ	所在	三田市 ・ 三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	市補助金、会費、チケット代
構成員及び人数	49人	設立年月日	平成11年
主な活動内容	ファミリーコンサート2017(※補助対象)、第18回定期演奏会、合宿		

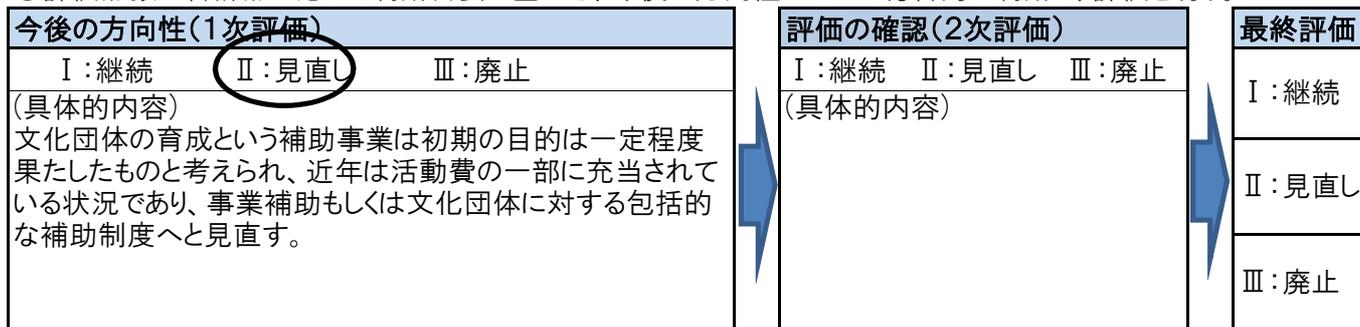
補助金等名称	三田市民オーケストラ運営補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	-----------------	-----	---------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	市が市民文化振興施策として市民と声掛けをして平成11年に立ち上げた団体であり、市を代表する市民によるオーケストラ団体である。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	市民・アマチュアのオーケストラ団体としては、本団体が三田市最大の団体である。演奏者やスタッフを含め、主婦、会社員、教師、学生をはじめとする市民が手作りで運営している。団体補助金となっているが、実質的に事業補助に移行しており、平成28年度はファミリーコンサート事業を対象としている。自分たちの演奏技術の向上を広く市民に還元する用途に移行しており、今後も継続して必要性を認める。		7		
公平性(5点)	三田市最大の市民・アマチュアのオーケストラ団体である。他に代わる団体はない。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	市民オーケストラ運営補助金交付要綱に基づき、市民文化活動の向上に寄与することを目的とした団体運営に予算の範囲内での定額補助を行っている。補助対象経費の約1/2の補助率で実質的には事業補助となっている。	
	市民文化の創造と継承のために、市民文化の担い手の一つとして施策的に育成した団体である。ファミリーコンサートや定期演奏会により、広く市民に良質な音楽を還元している。市民文化の醸成・育成を図る観点からも妥当である。		4		
合計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	54
----------	----

補助金等名称	三田ユネスコ協会事業補助金			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
	小事業	10	社会教育関係団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み)		平和社会の推進			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成 29 年度 ~ (終了) 平成 31 年度 ※H29事業補助に転換
補助根拠(法令・要綱等)	三田ユネスコ協会事業補助交付要綱
補助目的	教育、科学、文化を通じて世界平和に貢献する三田ユネスコ協会の事業に係る経費の一部を補助。 (H29の補助対象事業:2017年度「わたしの町のたからもの」絵画展)
補助対象者	三田ユネスコ協会
補助対象事業	①市内での教育・科学・文化振興を目的とした事業等の開催及び広報啓発。②市及び三田市教育委員会との連携促進。③その他市長が特に必要と認める事業
補助対象経費	補助対象事業の実施に係る経費(慶弔費、食糧費(会議のお茶を除く)、泊付きの旅費、基金積立金など公費負担が不適当なものは対象外)
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(1/2以内) 上限額(50) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田ユネスコ協会		三田ユネスコ協会		三田ユネスコ協会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		116,023 円		1,381,456 円		1,347,135 円	
うち、補助対象経費		116,023 円		1,381,456 円		1,002,142 円	
財 源 内 訳	市補助金②	50,000 円	43.1%	50,000 円	3.6%	50,000 円	5.0%
	一般財源	50,000 円	43.1%	50,000 円	3.6%	50,000 円	5.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	66,023 円		1,331,456 円		1,297,135 円	
	下記以外の資金(会費等)	21,023 円		296,000 円		246,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	45,000 円		771,554 円		780,611 円		
繰越金			263,902 円		270,524 円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	会員数	75人	85人	※団体運営補助
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	会員数	75人	※団体運営補助	※団体運営補助

補助金等名称	三田ユネスコ協会事業補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	---------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 教育、科学、文化を通じて世界平和に貢献する三田ユネスコ協会の事業に係るに経費ついて補助しており適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	反戦と、豊かで魅力的な地域づくりに貢献することによって、社会の安定と発展を願い、世界平和につながる活動を行なっている。		5		
必要性 (5点)	ユネスコ憲章の精神に則り、三田市民の文化向上と郷土の恒久平和と安寧に寄与する活動である。		4		
有効性 (5点)	会員の増加に直接的な効果は認められないものの、団体の活動趣旨に合致した有効な事業である。		3		
公平性 (5点)	公益財団法人日本ユネスコ協会連盟に属する非営利の団体である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	団体の設立趣旨や公共性・公益性に鑑み、地方自治体としてこれに賛同し協力する。 平成29年度より事業補助とした。			5	
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 社会教育関係事業補助金の公募型へ転換を検討する。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—単独)

整理番号	55
------	----

補助金等名称	社会教育団体補助金(ボーイスカウト)			担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項
	小事業	10	社会教育関係団体補助金		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造		(市の取り組み)		平和社会の推進

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成 29 年度 ~ (終了) 平成 31 年度 ※H29事業補助に転換
補助根拠(法令・要綱等)	日本ボーイスカウト兵庫連盟三田第一団事業補助金交付要綱
補助目的	日本ボーイスカウト兵庫連盟三田第一団の事業に係る経費を補助。 (H29の補助対象事業は、年1回2泊3日の舎営訓練)
補助対象者	日本ボーイスカウト兵庫連盟三田第一団
補助対象事業	①青少年の野外活動を対象とした研修会等の開催及び広報啓発。②野外活動の指導者を対象とした研修会等の実施。③市及び三田市教育委員会との連携促進。④その他市長が特に必要と認める事業。
補助対象経費	補助対象事業の実施に係る経費(慶弔費、食糧費(会議のお茶を除く)、泊付きの旅費、基金積立金など公費負担が不適当なものは対象外)
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(1/2以内) 上限額(30) 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		日本ボーイスカウト兵庫連盟三田第一団		日本ボーイスカウト兵庫連盟三田第一団		日本ボーイスカウト兵庫連盟三田第一団	
実施又は運営等に当たって要した費用①		220,829 円		1,721,190 円		2,343,422 円	
うち、補助対象経費		220,829 円		1,258,000 円		1,795,148 円	
財源内訳	市補助金②	30,000 円	13.6%	30,000 円	2.4%	30,000 円	1.7%
	一般財源	30,000 円	13.6%	30,000 円	2.4%	30,000 円	1.7%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	190,829 円		1,691,190 円		2,313,422 円	
	下記以外の資金(会費等)			1,220,000 円		1,979,760 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	190,829 円						
繰越金			471,190 円		333,662 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	会員数 53人	会員数 72人	※団体運営補助
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	会員数 53人	※団体運営補助	※団体運営補助

補助金等名称	社会教育団体補助金(ボーイスカウト)	担当課	文化スポーツ課
--------	--------------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) ボーイスカウトの活動目的である健やかな子どもを育成する事業を実施するために要する経費について補助しており適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	社会教育関係団体であり、社会奉仕活動や、自然の中での体験などを多く取り入れた、様々な活動をととして、青少年の健全な心と体の育成に貢献しているが、一部の市民にとどまっている。			2		
必要性 (5点)	自己資金では収益事業が少ないため、その他収入がほとんど見込めず、ほぼ会費での運営である。次代を担う青少年の健全育成が期待できる。			3		
有効性 (5点)	会員の増加に直接的な効果は認められないものの、団体の活動趣旨に合致した有効な事業である。			3		
公平性 (5点)	三田市生涯学習審議会において、補助金交付の妥当性について協議された。			3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由			
	問題なく計画通り事業実施出来ている。 会計決算報告(収支報告)からも、繰越金額や予備費がやや多いことが気になるが、おおむね妥当であると判断する。			3		
合 計(25点満点)				14		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 社会教育関係事業補助金の公募型への転換を検討する。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	56
------	----

補助金等名称	社会教育団体補助金(ガールスカウト)			担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項
	小事業	10	社会教育関係団体補助金		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造			(市の取り組み)	平和社会の推進

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成 29 年度 ～ (終了) 平成 31 年度 ※H29事業補助に転換
補助根拠(法令・要綱等)	ガールスカウト日本連盟兵庫県90団運営補助金交付要綱
補助目的	ガールスカウト日本連盟兵庫県90団の事業に係る経費を補助。 (H29の補助対象事業:ガールスカウト兵庫県第90団体験集会)
補助対象者	ガールスカウト日本連盟兵庫県90団
補助対象事業	①青少年の野外活動を対象とした研修会等の開催及び広報啓発。②野外活動の指導者を対象とした研修会等の実施。③市及び三田市教育委員会との連携促進。④その他市長が特に必要と認める事業。
補助対象経費	補助対象事業の実施に係る経費(慶弔費、食糧費(会議のお茶を除く)、泊付きの旅費、基金積立金など公費負担が不適当なものは対象外)
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(1/2以内) 上限額(30) 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		ガールスカウト日本連盟兵庫県90団		ガールスカウト日本連盟兵庫県90団		ガールスカウト日本連盟兵庫県90団	
実施又は運営等に当たって要した費用①		50,555 円		1,857,087 円		1,806,144 円	
うち、補助対象経費		50,555 円		1,078,150 円		785,257 円	
財源内訳	市補助金②	25,000 円	49.5%	30,000 円	2.8%	30,000 円	3.8%
	一般財源	25,000 円	49.5%	30,000 円	2.8%	30,000 円	3.8%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	25,555 円		1,827,087 円		1,776,144 円	
	下記以外の資金(会費等)			813,700 円		906,592 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	25,555 円				5,200 円		
繰越金			1,013,387 円		864,352 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	会員数 45人	会員数 50人	※団体運営補助
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	会員数 45人	※団体運営補助	※団体運営補助

補助金等名称	社会教育団体補助金(ガールスカウト)	担当課	文化スポーツ課
--------	--------------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) ガールスカウトの活動目的である健やかな子どもを育成する事業を実施するために要する経費について補助しており適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	事業実施主体が社会教育関係団体である。社会奉仕活動や、自然の中での体験などを多く取り入れた、様々な活動をとらして、青少年の健全な心と体の育成に貢献している。		4		
必要性 (5点)	自己資金では収益事業が少ないため、その他収入がほとんど見込めず、ほぼ会費での運営である。次代を担う青少年の健全育成が期待できる。		3		
有効性 (5点)	会員の増加に直接的な効果は認められないものの、団体の活動趣旨に合致した有効な事業である。		3		
公平性 (5点)	三田市生涯学習審議会において、補助金交付の妥当性について協議されている。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	問題なく計画通り事業実施出来ている。会計決算報告(収支報告)からも、繰越金額や予備費がやや多いことが気になるが、おおむね妥当であると判断する。		3		
合 計(25点満点)			16		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : <u>見直し</u> III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 社会教育関係事業補助金の公募型への転換を検討する。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	57
------	----

補助金等名称	指定文化財の防災設備等保守管理事業補助			担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	目
	小事業	2099	指定文化財管理費		
総計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造		(市の取り組み) (2)地域の文化資源を活かす仕組みづくり		

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 【市単独・国県協調上乘せ有】・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間	(開始) 29年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	市文化財保護事業補助金交付要綱、兵庫県教育委員会補助金交付要綱
補助目的	指定文化財を保存、継承するため、予算の範囲内で防災設備等の保守管理及び防災設備修理等事業補助
補助対象者	国・県・市指定文化財所有者・管理者
補助対象事業	防災設備保守点検、防災設備等修理
補助対象経費	補助対象事業実施に係る事業費[(国指定:消防設備点検、屋外消火栓配管修理・自動火災報知機修理、市指定:消防設備点検、自動火災報知機修理)]
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(1/2以内) ・ その他(国指定文化財1/4以内) 上限額()千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付件数		6	6	8			
実施又は運営等に当たって要した費用①		697,080円	501,120円	1,285,200円			
うち、補助対象経費		655,362円	459,402円	1,243,482円			
財源内訳	市補助金②	210,000円	32.0%	150,000円	32.7%	557,000円	44.8%
	一般財源	210,000円	32.0%	150,000円	32.7%	557,000円	44.8%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	228,000円		156,000円		123,000円	
	自己資金④	259,080円		195,120円		605,200円	
	下記以外の資金(会費等)	259,080円		195,120円		605,200円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		7団体	7団体	7団体
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		6団体	6団体	7団体

補助金等名称	指定文化財の防災設備等保守管理事業補助	担当課	文化スポーツ課
--------	---------------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)
 補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 指定文化財を災害等から守るため、防災設備等の保守点検及び修理は、文化財所有者・管理者の義務で、国県指定文化財管理費補助事業計画において採択されたものである。文化財は、火災などによりいったん焼失すれば、再び復旧することが不可能な財産であり、その保存上、適切な管理を図るため、格段の努力が求められる。
不適切	・三田市文化財保護事業補助金交付要綱第4条、兵庫県教育委員会補助金交付要綱第2条に基づき、予算の範囲内で指定文化財管理費補助事業(防災設備、小修理等)について所有者または管理団体に対し補助金を交付することができる。国民共有の貴重な文化財を次世代に継承するため、保守管理に要する事業補助は必要だと考えられる。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	文化財は、わが国の長い歴史の中で、生まれ、育まれ、現代まで守り伝えられてきた貴重なわたしたちの財産です。市所在の指定文化財を確実に継承する。		4		
必要性 (5点)	防災設備等の点検や設備修理などは、大事故なきよう必要であり、設備を活かした防災訓練も重要である。		5		
有効性 (5点)	地域の特性を示す文化財を保存継承し、市民、子どもたちに伝え、文化財愛護の精神を育むとともに、より郷土への誇りと愛着を深める効果が期待できる。		5		
公平性 (5点)	文化財の保守管理事業計画については、県教育委員会と所有者・管理者と協議しながら進めている。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	防災設備等の点検や設備修理などは、突発的な事故に対応できるよう日頃の設備点検は実施しなければならない。指定文化財は、消防本部の指導もあり、消防訓練も含め重要である。事業費補助は必要だと考えられる。		4		
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止 (具体的内容) 防災設備等の保守管理や設備修理は、火災、防犯等事故に対応できるよう日頃の防災設備点検、設備修理などは実施しなければならない。事業費補助は必要だと考えられる。	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	58
------	----

補助金等名称	健康で長寿をめざすまちづくり応援事業交付金			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費	目	高齢者福祉総務費
	小事業	3117	健康で長寿をめざすまちづくり応援事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいきづくり		(市の取り組み) 地域の支え合い活動への参加の促進					

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成26年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	健康で長寿をめざすまちづくり応援事業交付金交付要綱
補助目的	高齢者の心身の健康や生きがいきづくり、仲間づくりの取り組みを通して、高齢者自らが地域の高齢者を支え見守る体制づくりを推進することを目的とする。
補助対象者	地区老人クラブ連絡協議会又は地区老人クラブ連合会、高齢者を中心とした活動団体等
補助対象事業	地区内に住所を有する高齢者の心身の健康づくりに効果があると認められる事業。
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(100 千円)

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		9		8		7	
実施又は運営等に当たって要した費用①		963,504 円		1,644,803 円		1,590,583 円	
うち、補助対象経費		963,504 円		1,644,803 円		1,590,583 円	
財源内訳	市補助金②	900,000 円	93.4%	1,588,610 円	96.6%	1,400,000 円	88.0%
	一般財源	900,000 円	93.4%	1,588,610 円	164.9%	1,400,000 円	85.1%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	63,504 円		56,193 円		190,583 円	
	下記以外の資金(会費等)	63,504 円		56,193 円		190,583 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)		地区老人会(8団体)		地区老人会(8団体)		地区老人会(8団体)	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		地区老人会(9団体)		地区老人会(8団体)		地区老人会(7団体)	

補助金等名称	健康で長寿をめざすまちづくり応援事業交付金	担当課	文化スポーツ課
--------	-----------------------	-----	---------

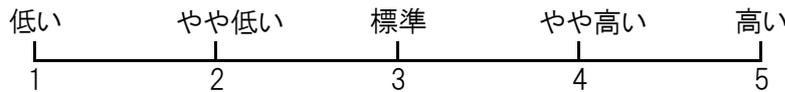
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 補助の実態として、老人クラブに対する支援メニューであり、1地区につき1団体しか補助対象とならないため、クラブが組織されていない地域、あるいは組織化されていない地域の市民との間で公平性の観点から問題がある。地域に対する一括交付金が適切と考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(100千円)	a以外の補助率等を採用する理由	事業経費の大半を補助金に依存しているため	
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) H29年度から上限20万円を10万円に減額した。今後、地域への包括的な交付金へ転換する。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	59
補助金等名称	三田市体育協会補助金
担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計 一般会計 款 教育費 項 社会教育費 目 市民体育費
小事業	10 体育振興関係事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標)スポーツの普及発展、健康推進や体力向上 (市の取り組み)運動をしていない市民等へのアプローチ

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市体育協会補助金交付要綱
補助目的	市民の競技力向上とスポーツ人口の拡大に取り組むことにより、市民のスポーツ振興を図り、合わせて市民の健康づくり、体力づくり、コミュニティづくりの推進に寄与する。
補助対象者	三田市体育協会
補助対象事業	市民を対象とした競技種目体験講座、大会、指導者向け講習会、有名選手等による講演会。
補助対象経費	事務費、通信費、印刷費、消耗品費、報償費、交通費、保険料、会場使用料等。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(1/2以内) 上限額(1団体:60) 千円

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付先	三田市体育協会	三田市体育協会	三田市体育協会	
実施又は運営等に当たって要した費用①	8,458,746 円	9,782,875 円	9,825,077 円	
うち、補助対象経費	8,458,746 円	9,782,875 円	9,825,077 円	
財源内訳	市補助金②	1,476,000 円 17.4%	1,515,000 円 15.5%	1,547,000 円 15.7%
	一般財源	1,476,000 円 17.4%	1,515,000 円 17.9%	1,547,000 円 15.8%
	国・県費	0.0%	0 円 0.0%	0.0%
	その他	0.0%	0 円 0.0%	0.0%
	国・県補助金③		0 円	
	自己資金④	6,982,746 円	8,267,875 円	8,278,077 円
	下記以外の資金(会費等)	6,982,746 円	8,267,875 円	8,278,077 円
その他収入(参加料・協賛金等)				
繰越金				

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	第42回総合体育大会 (27種目) 市長杯12団体	第41回総合体育大会 (27種目) 市長杯12団体	第40回総合体育大会 (27種目) 市長杯12団体
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	第41回総合体育大会 (27種目) 市長杯12団体	第40回総合体育大会 (27種目) 市長杯12団体	第39回総合体育大会 (27種目) 市長杯11団体

補助金等名称	三田市体育協会補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) スポーツ振興行政の中で、競技スポーツの競技力向上において中心的な役割を担い、かつ公益性の高い団体であることから、運営補助をおこなうことは適切であると判断する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市民の競技力向上とスポーツ人口の拡大に取り組むことにより、市民のスポーツ振興を図り、競技人口の拡大に寄与している。		5		
必要性 (5点)	市のスポーツ振興の施策の中で、市民の競技スポーツにおける競技力向上、選手育成などをの役割を担っている。		5		
有効性 (5点)	加盟団体27協会に公平に活用されており、各団体の育成や振興に寄与しており、市内の競技スポーツの質やレベル向上に寄与している。		5		
公平性 (5点)	三田市体育協会加盟団体と対象が限定されているが、全国大会等を目指す市内スポーツ選手を先導する大きな役割も担っている団体である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 (1団体当たり: 上限60千円) <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	体育協会は、競技スポーツの充実と活性化を通じて、三田市におけるスポーツの普及発展を図るなど、行政のスポーツ振興施策の大きな補完的役割を担っている。当該協会に所属する各協会を支援することは、三田市全体の競技スポーツの向上・推進に寄与することにつながり妥当と判断する。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 市体育協会は、市民の競技力向上において中心的な役割を担い、かつ公益性の高い団体である。 市全体の競技スポーツの向上・推進に寄与している事から補助事業は必要である。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	60
------	----

補助金等名称	三田市文化活動支援事業補助金			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	文化振興費
	小事業	文化振興団体補助金						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造		(市の取り組み)		市民文化の活性化			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助—市施策補完型	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】		
補助期間(開始)	年度	～(終了)	31	年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市文化活動支援事業補助金交付要綱			
補助目的	市民の文化活動を支援し、発表の場を広げるとともに、文化振興を図る。			
補助対象者	三田市文化協会加盟団体			
補助対象事業	市民文化団体が実施する自主的な発表会及び展示会等の文化活動事業			
補助対象経費	事業実施にかかる経費(司会、音響・照明・舞台経費、謝金、会場費、印刷費、通信運搬費、消耗品費等)※飲食費、打合せ・打ち上げ経費は対象外			
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(/)	その他()	
	上限額(各団体50)千円			

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先	文化協会加盟団体のうち申請のあった団体	16	11	15			
実施又は運営等に当たって要した費用①		5,147,409 円	2,508,412 円	5,558,262 円			
うち、補助対象経費		3,290,259 円	2,296,875 円	5,558,262 円			
財源内訳	市補助金②	565,000 円	17.2%	300,000 円	13.1%	600,000 円	10.8%
	一般財源	565,000 円	17.2%	300,000 円	13.1%	600,000 円	10.8%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③			120,000 円			
	自己資金④	4,582,409 円		2,088,412 円		4,958,262 円	
	下記以外の資金(会費等)	2,725,259 円		1,165,412 円		3,010,370 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	1,857,150 円		923,000 円		1,947,892 円	
繰越金							

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	13団体 (予算の1/2の30万円は「月見の夕べ(隔年開催)」事業補助金に活用)	15団体	6団体 (予算の1/2の30万円は「月見の夕べ(隔年開催)」事業補助金に活用)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	17団体	11団体	15団体

補助金等名称	三田市文化活動支援事業補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	----------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市文化協会加盟の団体が補助対象となっており、経年のなかで形式化もみられる。現在は市民の文化活動は多様化しており、加盟団体に限った補助事業のあり方を含め、市民文化の創造と継続を視野に入れた新たな補助事業・制度を検討することが必要な時期に来ている。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市民主体の文化振興を図ることを目的とする市の狙いと適合している。また、市民団体の発表の場として提供され市民文化の創造に寄与している。		4		
必要性 (5点)	市民主体の文化活動・芸能等の発表の事業を支援することは、市民文化の振興上大いに必要である。		4		
有効性 (5点)	市の文化振興の施策として、市民主体の文化活動・芸能等の発表の事業を支援することを通して、一定の市民文化の振興に寄与している。		3		
公平性 (5点)	市民主体の文化活動への事業補助であるが、文化協会加盟団体に限定している。文化活動や担い手・団体のあり方が多様化している現状からは、見直しが必要である。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下(各団体1/2以内上限5万円) <input type="checkbox"/> b. 上記以外 <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	市民の文化芸術や市民文化の向上に向けた文化振興施策上必要な補助金であるが、文化協会加盟団体に限って交付しており、市民の文化活動や団体のあり方が多様化している現状からは、見直しが必要である。			3	
合 計(25点満点)			17		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 補助制度創設時以来の三田市文化協会加盟団体に限るといふ点は、経年のなかで課題であり見直しの時期に来ている。 新たな市民文化の創造と継承を見据えた将来の文化振興施策のなかで、文化団体の自主的な活動と他の文化団体のあり方やバランスを考慮しつつ見直し内容を検討する。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 62

補助金等名称	市民スポーツ教室開催事業補助金			担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計	1	款 一般会計	項 教育費	目 社会教育費
	小事業	11	スポーツ学習講座等開催費		
総合計画施策体系	(取り組み目標) スポーツ・レクリエーション		(市の取り組み) 運動をしていない市民等へのアプローチ		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	市民スポーツ教室開催事業補助金交付要綱
補助目的	三田市民のスポーツ推進に寄与するため、三田市体育協会加盟団体が実施する市民スポーツ教室の開催経費の一部を補助する。
補助対象者	三田市体育協会に加盟している団体。
補助対象事業	各団体が実施する市民スポーツ教室(①受講者:三田市民等・競技経験2年未満、②開催5回以上、③1回(概ね2時間))
補助対象経費	報償費、消耗費、保険料、使用料。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率() ・ その他(2/3以内) 上限額(70 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		9	8	10
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,067,593 円	1,243,175 円	1,171,250 円
うち、補助対象経費		1,085,593 円	1,243,175 円	1,171,250 円
財源内訳	市補助金②	537,000 円 49.5%	419,000 円 33.7%	554,000 円 47.3%
	一般財源	537,000 円 49.5%	419,000 円 33.7%	554,000 円 47.3%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	530,593 円	824,175 円	617,250 円
	下記以外の資金(会費等)	0 円	0 円	27,750 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	530,593 円	824,175 円	589,500 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		15教室	12教室	10教室
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		11教室	9教室	11教室

補助金等名称	市民スポーツ教室開催事業補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	-----------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市スポーツ推進基本計画に基づく取り組み事業である。また、補助団体である三田市体育協会に加盟する種目団体が、専門性を活かして行う公益的活動であり、市民との協働によるスポーツの指導・普及の観点から有効な手法であると考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	第2次三田市スポーツ推進基本計画に基づく、取り組み事業であり、幅広い種目のスポーツを奨励することにより、市民全体の健康増進・体力づくりの普及促進につながるものである。		5	5	
必要性 (5点)	市直営のスポーツ教室が少ない中、地域でのスポーツ振興に加え、種目ごとでのスポーツ振興事業として必要である。		5	5	
有効性 (5点)	初心者向けのスポーツ教室である。各種目のスポーツ人口のすそ野を広げる効果や、スポーツ初心者が運動を始めるきっかけづくりに有効である。		5	5	
公平性 (5点)	三田市体育協会の加盟種目協会による市民スポーツ教室に限っているが、体育協会がほぼすべてのスポーツ種目を担っており、またその加盟種目協会に公募し、市民スポーツ教室を実施していることからスポーツの公益性や提供種目の多様性を考慮すると妥当と判断する。		4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(2/3) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	市民スポーツ教室開催事業補助金交付要綱に基づき、三田市体育協会加盟種目協会が実施するスポーツ教室に予算の範囲内で対象経費の2/3の補助率(上限7万円)で実施しているが、実質的には1/2補助となっている。	
	種目によっては、多額の経費負担から運営の厳しい団体もあり、補助率の原則を逸脱するものもあるが、逆に運営資金が潤沢な団体は補助率が低く、種目ごとに相互扶助されており、全体的に見ると概ね補助率は1/2程度となっていることから妥当性があると考えている。			4	4
合 計(25点満点)			23	23	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 市スポーツ推進基本計画に基づく事業であり、市民の競技スポーツの普及・振興のために必要な補助事業である。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	63
補助金等名称	郷の音・市民コンサート開催補助金
担当課	文化スポーツ課
予算科目	会計 一般会計 款 総務費 項 総務管理費 目 文化振興費
小事業	文化振興事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習・歴史の継承と文化の創造 (市の取り組み) 市民文化の活性化

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 19 年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市文化活動支援事業補助金交付要綱
補助目的	市民団体によるコンサート事業等を展開することにより、文化の振興を図る。
補助対象者	郷の音・市民コンサート実行委員会
補助対象事業	郷の音・市民コンサート実行委員会の運営に係る経費
補助対象経費	報償費、消耗品、印刷費、通信、運搬費、保険料、使用料。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(予算の範囲内) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		郷の音・市民コンサート実行委員会		郷の音・市民コンサート実行委員会		郷の音・市民コンサート実行委員会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,216,801 円		2,226,364 円		2,424,756 円	
うち、補助対象経費		1,968,377 円		1,981,772 円		2,179,800 円	
財 源 内 訳	市補助金②	1,620,000 円	82.3%	1,701,000 円	85.8%	1,800,000 円	82.6%
	一般財源	1,620,000 円	82.3%	1,701,000 円	85.8%	1,800,000 円	82.6%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	596,801 円		525,364 円		624,756 円	
	下記以外の資金(会費等)	9 円		0 円		328,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	352,200 円		280,408 円		42,197 円		
繰越金	244,592 円		244,956 円		254,559 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	年間入場者数 1,500人	年間入場者数 1,500人	年間入場者数 3,500人
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	年間入場者数 1,506人	年間入場者数 1,080人	年間入場者数 3,222人

補助金等名称	郷の音・市民コンサート開催補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	------------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	郷の音ホールを拠点に、市民の音楽文化の向上をめざしたさまざまな年齢層の団体からなる実行委員会への事業補助である。実行委員会の主体的な運営を尊重し、支援する観点からも適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	郷の音ホールを拠点とした市民主体の文化振興を図ることを目的とする市の狙いと適合している。また、各種コンクール企画等を通して市民の音楽活動の醸成や将来の音楽家の育成の機会も提供し、市民文化の創造に寄与している。		4		
必要性 (5点)	市の文化振興の施策において、市民主体の市内の音楽・合唱等における技術力向上、音楽家育成などの音楽系の市民文化・芸術文化の振興に寄与している。		5		
有効性 (5点)	実行委員会・市民主体で新人音楽家の発掘や育成に取り組むなど、三田市のみならず地域の音楽文化の向上に貢献している。		4		
公平性 (5点)	特定の団体のためではなく三田市の音楽文化向上を目的としており、構成員は市内の各種音楽団体で構成されている。広く三田市の音楽文化の向上のみならず、地域からの演奏家・担い手の育成、音楽文化の受容者・愛好意識の醸成に寄与している。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(予算の範囲内) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市音楽協会を母体とし手組織された、市民の音楽文化向上、担い手育成を目指した行政事業補完型の実行委員会であるが、その事業を遂行するための財源の確保が困難なため。	
	当該実行委員会は、郷の音ホール開館時に市民主体の音楽文化の向上の役割を担うことを目的に施策的に立ち上げた実行委員会であり、10年を経過するなかで実行委員会の活動は、郷の音ホールの指定管理者が担う役割と両輪ようになってきており、市の文化振興上でも重要な役割を担う存在となっている。妥当と判断する。			5	
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)事業開始から10年を経過しており、基金の残高も踏まえたうえで見直す。 事業補助については、原資である市文化振興基金の残額も考慮する必要があり、将来を見据えた形に今後補助事業のあり方や点検見直しをする。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	64
----------	----

補助金等名称	三田国際マスターズマラソン開催事業補助金			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	国際交流推進費
	小事業	249	三田国際マスターズマラソン開催費補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標)スポーツの普及発展、健康推進や体力向上		(市の取り組み)		市民スポーツの充実と活性化			

補助金等の概要

分類区分	イベント・大会補助	【 市単独 】
補助期間 (開始)	年度	～ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田国際マスターズマラソン開催事業補助金要綱	
補助目的	生涯スポーツの振興のため、マラソンを通じて市民の健康・体力づくりに寄与し、姉妹都市との交流・市のPRを図る。	
補助対象者	三田国際マスターズマラソン実行委員会	
補助対象事業	三田国際マスターズマラソン、付帯する事業	
補助対象経費	役員・補助員費、招待選手費、印刷費、役務費、会場運営費、歓迎費、実行委員会費	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(予算の範囲内) 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度	
交付先					
実施又は運営等に当たって要した費用①		28,464,389 円	26,742,793 円	28,619,991 円	
うち、補助対象経費		28,464,389 円	26,742,793 円	28,619,991 円	
財源内訳	市補助金②	4,500,000 円	15.8% 4,000,000 円	15.0% 4,000,000 円	14.0% 4,000,000 円
	一般財源	4,500,000 円	15.8%	15.0%	14.0%
	国・県費		0.0%	0.0%	0.0%
	その他		0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③				
	自己資金④	23,964,389 円	22,742,793 円	24,619,991 円	
	下記以外の資金(会費等)	260,237 円	185,428 円	792,824 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	23,217,352 円	22,309,115 円	23,217,910 円		
繰越金	486,800 円	248,250 円	609,257 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	申込者数5800人	申込者数5500人	申込者数5500人
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	申込者数5,383人 (出走者数4,496人)	申込者数5,212人 (出走者数4,446人)	申込者数5,346人 (出走者数4,582人)

補助金等名称	三田国際マスターズマラソン開催事業補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	----------------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 事業者、各種団体等で構成される実行委員会により大会運営を実施しているが、委託事業の受け皿とはなりにくい性格の団体であることから、現状通り補助金等の手法が適切であると判断する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	当該事業は、全国から多数のランナーが参加する大会であり、スポーツ振興や地域振興の観点からも公益性が高いと判断する。		5		
必要性 (5点)	当該団体は、第29回の歴史あるマラソン大会を運営してきた実行委員会であり、今後も、まちをあげて全国に三田市を売り込むシティセールス事業としての役割を増すと考える。		5		
有効性 (5点)	当該事業は、三田市の12月の恒例行事として市民、全国にも浸透しており、毎年5000人を超える申込み実績を獲得している。		5		
公平性 (5点)	市民、事業者、各種団体等で構成された非営利の実行委員会にて大会を運営しており、大会運営の効果は、ランナー、市内の市民ボランティア、協力団体、地域に還元されていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲)	a以外の補助率等を採用する理由	大会運営費の大半を補助金に依存しているため	
	補助金に占める経費は1/2以上でなく予算の範囲となっているが、市内を上げての最大イベントであり、また大会運営並びに市内交通規制に係る警察との協議など市の関与すべき責務は大きい。また、現在繰越金は減少しており、決補助金額の決算における繰越金の額も適正である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 三田国際マスターズマラソンは、三田市の恒例行事として定着しており、マラソン参加者・競技者だけでなく、市内の市民ボランティア・協力団体による大会運営と、市内外の三田市のPRを兼ねていることから、事業補助は継続する必要がある。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	65
------	----

補助金等名称	指定文化財保存整備事業補助			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費
	小事業	2100	指定重要文化財保存整備事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生涯学習、歴史の継承と文化の創造		(市の取り組み) (2)地域の文化資源を活かす仕組みづくり					

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	29年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	市文化財保護事業補助金交付要綱、兵庫県教育委員会補助金交付要綱、重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災 国庫補助要綱
補助目的	指定文化財を保存、継承するための保存修理事業補助
補助対象者	国県市指定文化財所有者・管理者
補助対象事業	市指定文化財 天部立像(田中阿弥陀堂)保存修理、市指定文化財 駒宇佐八幡神社長床保存修理(
補助対象経費	補助対象事業実施に係る事業費[(天部立像:本体修理、梱包、報告書等、駒宇佐八幡神社長床:仮設、屋根木工事、瓦葺、廃材処分等)]
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(1/2以内)・その他(H27・28年度国指定文化財修理有り:国80%・残額1/3県、市、事業者 上限額()千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		2		2		2	
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,627,020 円		31,598,388 円		15,654,232 円	
うち、補助対象経費		3,627,020 円		31,598,388 円		15,654,232 円	
財源内訳	市補助金②	1,813,000 円	49.9%	2,168,000 円	6.8%	1,547,000 円	9.8%
	一般財源	1,813,000 円	49.9%	2,168,000 円	6.8%	1,547,000 円	9.8%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		27,261,000 円		12,559,000 円	
	自己資金④	1,814,020 円		2,169,388 円		154,232 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,814,020 円		2,169,388 円		154,232 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		2団体	1団体	2団体
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		2団体	2団体	2団体

補助金等名称	指定文化財保存整備事業補助	担当課	文化スポーツ課
--------	---------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 指定文化財修理事業は、貴重な指定文化財を保存継承するために実施するものである。文化財は、中長期的な保存修理計画を基本に劣化腐朽の著しい物件から保存修理を行っている。近年、台風等直撃を受けて被害を受ける指定文化財もあるため、保存修理事業補助は必要である。
不適切	・三田市文化財保護事業補助金交付要綱第4条、兵庫県教育委員会補助金交付要綱第2条、文化財保護法第35条に基づき、重要文化財の管理及び修理について、多額の経費を要す場合、所有者または管理団体に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。国民共有の貴重な文化財を次世代に継承するため、保守管理に要する事業補助は必要だと考えられる。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	文化財は、わが国の長い歴史の中で、生まれ、育まれ、現代まで守り伝えられてきた貴重なわたしたちの財産です。市所在の指定文化財を確実に継承する。		4		
必要性 (5点)	文化財は、地域で大切に守られ保存されてきたものである。文化財としての価値を損なわず確実に後世に伝えるために、保存修理は必要不可欠である。		5		
有効性 (5点)	地域の特性を示す文化財を保存継承し、市民、子どもたちに伝え、文化財愛護の精神を育むとともに、より郷土への誇りと愛着を深める効果が期待できる。		5		
公平性 (5点)	文化財の保存事業計画については、所有者・管理者と協議しながら進めている。国県指定文化財は、文化庁、兵庫県教育委員会と協議している。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	指定文化財の保存修理については、確実に後世に守り伝えるために、適切な修理事業にかかる事業費補助は必要だと考えられる。		4		
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 指定文化財の保存修理については、国民共有の貴重な文化財を次世代に継承するため、保存修理事業補助は必要だと考えられる。文化財の保存は、所有者・管理者による日常的な維持管理および小修繕を行いながら維持管理し、文化庁、兵庫県教育委員会と協議しながら大規模修理に備える。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—単独)

整理 番号	66
----------	----

補助金等名称	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ2018in有馬富士開催事業補助金			担当課	文化スポーツ課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	市民体育費
	小事業	22	ノルディックウォーキング推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		スポーツ・レクリエーション	(市の取り組み)		ウォーキングの推進		

補助金等の概要	
分類区分	イベント・大会補助 【市単独】
補助期間(開始)	28年度～(終了)年度
補助根拠(法令・要綱等)	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金交付要綱
補助目的	市が推奨する「ノルディック・ウォーキング」の普及活動の一環として、市民の健康・体力づくりや参加者相互の交流や市の魅力を広く市内外へ発信する機会として開催する。
補助対象者	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ実行委員会
補助対象事業	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ2018in有馬富士、付帯する事業
補助対象経費	広報・印刷費、歓迎費、役務費、保険料、スタッフ・補助費、大会運営費、実行委員会費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(予算の範囲内) 千円

補助金等の交付実績						
		29年度		28年度	27年度	
交付先		さんだノルディック・ウォーキングフェスタ実行委員会		さんだノルディック・ウォーキングフェスタ実行委員会		
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,693,452 円		2,202,513 円	0 円	
うち、補助対象経費		1,693,452 円		2,202,513 円		
財源内訳	市補助金②	948,952 円	56.0%	2,055,853 円	93.3%	0 円
	一般財源	948,952 円	56.0%	2,055,853 円	93.3%	
	国・県費		0.0%		0.0%	
	その他		0.0%		0.0%	
	国・県補助金③	500,000 円				
	自己資金④	244,500 円		146,660 円		0 円
	下記以外の資金(会費等)					
その他収入(参加料・協賛金等)	244,500 円		146,660 円			
繰越金						

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	500人	500人	
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	参加者数463人	参加者数280人	

補助金等名称	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ2018in有馬富士開催事業補助金	担当課	文化スポーツ課
--------	---------------------------------------	-----	---------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	県、市内大学、民間事業者・スポーツ推進委員等で構成される実行委員会により、大会運営を実施していることから、現状通り補助金等の手法が適切であると判断する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	当該事業は、市内外からの参加がある大会であり、市民の健康・体力づくり、スポーツ振興や地域振興の観点からも、多くの市民に還元される点で公益性が高いと判断する。		4		
必要性 (5点)	当該団体は、県立有馬富士公園、民間事業者、学識者等で構成された非営利の産官学協働の実行委員会であり、市民の健康・体力づくりや参加者相互の交流や、市の魅力を広く市内外へ発信するシティセールス事業としての役割を担うと考える。		4		
有効性 (5点)	当該事業は、ノルディック・ウォーキングイベントとして市内外から、463人の参加実績を獲得している。		4		
公平性 (5点)	大会としての、市民の健康・体力づくりや参加者相互の交流や、市の魅力を広く市内外へ発信するシティセールスの効果は、健康づくりに関心のある市民、市内大学生、協力団体、地域に還元されていると考える。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲)	a以外の補助率等を採用する理由	市が戦略的に実施するイベント運営に係る団体運営補助金であり、ノルディック・ウォーキングの周知・普及の為、参加料を低額に設定しており大会運営費の大半を補助金に依存していることから、予算の範囲内での定額補助が必要である。	
	第4次総合計画(後期計画)、市の総合戦略に掲げる事業であり、市民の健康・体力づくりに寄与し、新しいスポーツイベントとして市内外に三田市の魅力をPRすることにも貢献しているが、運営については、市補助金に大きく依存せざるを得ないことから補助は妥当である		4		
合 計(25点満点)			20	0	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) ○:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) さんだノルディック・ウォーキングフェスタは、第4次総合計画(後期計画)及び総合戦略に掲げる市が推進するノルディック・ウォーキングをPRするイベントであり、参加者だけでなく、県、市内大学との連携、民間事業者・スポーツ推進委員による大会運営と、市内外への三田市の魅力発信を兼ねていることから、事業補助は継続する必要がある。	➡	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 67

補助金等名称	三田市人権を考える会運営費補助金			担当課	人権推進課			
予算科目	会計	一般	款	総務費	項	総務管理費	目	人権推進費
	小事業							
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み) 同和問題の解決と人権尊重社会の推進					

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助一市施策補完型	市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無	【地域対象】
補助期間	(開始) S 39	年度 ~ (終了)	31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市人権を考える会運営費補助金交付要綱		
補助目的	基本的人権を尊重しあらゆる差別について正しく認識し、その解消に積極的な意欲をもった人間を育てることを目的とした事業		
補助対象者	三田市人権を考える会		
補助対象事業	「人権教育・啓発事業」の推進に係る経費(研究大会、地域・専門部会活動、市民活動支援事業等)		
補助対象経費	4,700千円		
補助金額 又は補助率	定額(4,700千円	上限額() 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市人権を考える会	三田市人権を考える会	三田市同和教育研究協議会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		4,520,824 円	4,641,248 円	4,308,993 円			
うち、補助対象経費		4,520,824 円	4,641,248 円	4,308,993 円			
財源内訳	市補助金②	4,520,817 円	100.0%	4,641,248 円	102.7%	4,308,993 円	92.8%
	一般財源	4,520,817 円	100.0%	4,641,248 円	102.7%	4,308,993 円	92.8%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	7 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)	7 円						
繰越金							

当該団体の概要

団体等の名称	三田市人権を考える会	所在	三田市 三田市外
資本金等の額	なし	主な財源(活動資金)	市補助金
構成員及び人数	理事120人 代議員244人	設立年月日	昭和39年
主な活動内容	夏季研究大会(三田幸せプロジェクト)、19小学校区地域部会、就学前教育部会他10の専門部会の開催。自主学習グループへの補助、常任理事会の開催。		

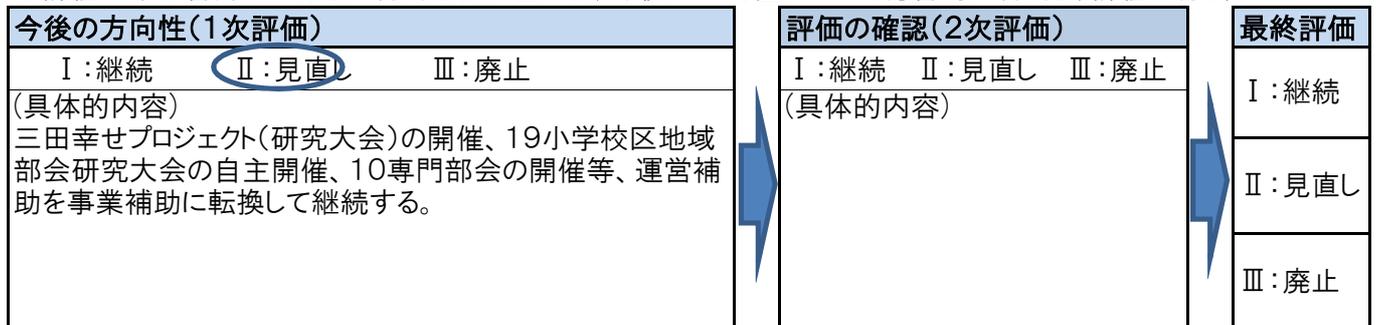
補助金等名称	三田市人権を考える会運営費補助金	担当課	人権推進課
--------	------------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	市内の各種機関・団体等31団体(組織)で構成され、人権啓発団体として半世紀にわたり市の人権施策と連携しあらゆる差別の解消と人権意識の高揚に努めている。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	三田市人権を考える会は、人権尊重のまちづくりの実現に向け、市が担うべき「人権教育・啓発」において、半世紀にわたり主導的役割を担っている。また、活動内容についても、それぞれの人権課題の解決に向けての研究活動を中心に、10の専門部会、19の小学校区ごとの地域部会において、各組織・各地域に根ざした人権教育・啓発活動が展開されている。市が担うべき分野の効果的な活動に対し補助を行う必要性が非常に高く、その有効性も高い。		10		
公平性(5点)	市内のあらゆる機関・団体等に構成員となるべく呼びかけており、他に類似団体もなく、公平性に欠くことはない。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(4,700,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	団体の活動については、すべて本来市が担うべき「人権教育・啓発事業」に係るものであり、その活動内容についても効果的な活動であるため。	
	毎年度当初に年間事業計画書、予算(案)等を添付して補助金交付申請を行い、また毎年度末に補助金の精算を行い残額が生じれば全額市の会計へ戻入している。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 68

補助金等名称	平和を考える市民のつどい実行委員会補助金			担当課	人権推進課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	人権推進費
	小事業	170	平和推進事業					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み)		平和社会の推進			

補助金等の概要	
分類区分	イベント・大会補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成 15 年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市平和推進事業補助金交付要綱
補助目的	平和社会の実現をめざして、非核平和、国際平和、人権擁護を基本的柱とし、本事業を開催することにより平和な社会を創り、継承し、さらに広げていくことを目的とした事業。
補助対象者	平和を考える市民のつどい実行委員会
補助対象事業	平和を考える市民のつどい
補助対象経費	580,000
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(予算で定めた額) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		平和を考える市民のつどい実行委員会		平和を考える市民のつどい実行委員会		平和を考える市民のつどい実行委員会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		505,322 円		504,884 円		588,735 円	
うち、補助対象経費		505,322 円		504,884 円		588,735 円	
財源内訳	市補助金②	505,322 円	100.0%	504,884 円	100.0%	588,735 円	100.0%
	一般財源	505,322 円	100.0%	504,884 円	100.0%	588,735 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)		戦争を知らない世代に戦争の恐ろしさを伝え、平和意識の高揚を図る。		戦争を知らない世代に戦争の恐ろしさを伝え、平和意識の高揚を図る。		戦争を知らない世代に戦争の恐ろしさを伝え、平和意識の高揚を図る。	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		平和を考える市民のつどい参加者数 180人		平和を考える市民のつどい参加者数 176人		平和を考える市民のつどい参加者数 160人	

補助金等名称	平和を考える市民のつどい実行委員会補助金	担当課	人権推進課
--------	----------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	平成元年3月28日に三田市は「非核平和都市宣言」を行い、以後、平和の意義や尊さを市民みんなで考える機会とし、毎年8月を「平和について考える市民月間」として啓発等、様々な取組を行っている。戦災被害者等で組織されている実行委員会が、戦争の悲惨さを伝え、市民とともに非戦の誓いを行い、平和への強い意志を伝えるため、実行委員会へ補助を行うことにより、市民が主体となった平和の意義と尊さを考える機会を推進していくことが最良であると判断する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	二度とあの悲惨な戦争を繰り返すことのない平和な世界の実現に向け、市民一人ひとりが平和の大切さ、命の尊さについて考える機会を提供するものであり公益性は高い。		5		
必要性 (5点)	戦後70年を経過して、戦争体験者が減少する中、悲惨な戦争の記憶を次世代に残し、非戦の誓いを受け継いでいくことが喫緊の課題となっており、啓発活動を行っていく必要がある。		5		
有効性 (5点)	あらたな実行委員として三田青年会議所が加わるなど、幅広い層の市民等が主体となって平和について考える機会を実施していくことは有効である。		4		
公平性 (5点)	広く実行委員会への参加を呼びかけており、他に類似団体もなく、公平性に欠くことはない。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(580,000円) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	市が担うべき平和推進施策として実施していた事業を、市民主体による事業として実行委員を募り移管したものであるため全額補助としている。	
	三田市では、「非核平和都市宣言」や戦後50年に平和モニユメントの設置、毎年8月の「平和を考える市民月間」等、平和推進に対して様々な取り組みを積極的に行っているところである。市民の力や地域の力を最大限に発揮し、広く市民から平和の意義や尊さを考える機会として今後も進めていくことが大切であり、今後も市民主体の実行委員会方式により「平和を考える市民のつどい」を行う必要がある。		5		
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 平和の意義と尊さを考える機会として、今後も実行委員会方式で市民と協力して「平和を考える市民のつどい」を行うため、事業補助として継続する必要がある。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 69

補助金等名称	J-LISへのカード作成委任に係る交付金			担当課	市民課			
予算科目	会計	01一般会計	款	10総務費	項	15戸籍住民基本台帳費	目	05戸籍住民基本台帳費
	小事業	3193	通知カード・個人番号カード交付事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		行政経営	(市の取り組み)		その他		

補助金等の概要

分類区分	その他	【 国県協調上乘せ無 】
補助期間(開始)	平成 27 年度	～(終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令 ・規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令	
補助目的	省令 第37条 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした通知カード・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。	
補助対象者	地方公共団体情報システム機構	
補助対象事業	省令 第35条で委任した通知カード・個人番号カード関連事務	
補助対象経費	上記補助対象事業の全額	
補助金額 又は補助率	定額()円	・○定率(10 / 10) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構			
実施又は運営等に当たって要した費用①		8,763,600 円	17,977,000 円	31,768,000 円			
うち、補助対象経費		8,763,600 円	17,977,000 円	31,768,000円			
財源内訳	市補助金②	8,763,600 円	100.0%	17,977,000 円	100.0%	31,768,000 円	100.0%
	一般財源	600 円	0.0%	800 円	0.0%		0.0%
	国・県費	8,506,000 円	97.1%	17,656,000 円	98.2%	31,720,000円	99.8%
	その他	257,000 円	2.9%	320,200 円	1.8%	48,000円	0.2%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金						

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)			

補助金等名称	J-LISへのカード作成委任に係る交付金	担当課	市民課
--------	----------------------	-----	-----

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	委任している通知カード・個人番号カード関連事務について、省令で定められたとおり交付金で支出する必要があるため。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続
社会保障・税番号制度に伴い今後も事務を継続する必要がある。		II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 70

補助金等名称	三田市公衆浴場支援事業補助金			担当課	環境衛生課			
予算科目	会計	一般	款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費
	小事業	保健衛生団体補助金						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 安らぎのある暮らし		(市の取り組み)		その他			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型			市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無【地域対象】			
補助期間	(開始)	H 5年度	～(終了)	H 30年度			
補助根拠(法令・要綱等)	浴場の確保のための特別措置に関する法律/三田市公衆浴場支援事業補助金交付						
補助目的	公衆衛生の向上及び経営の健全育成を図るため						
補助対象者	市内公衆浴場業者						
補助対象事業	公衆浴場の営業に係る経費						
補助対象経費	燃料費及び電気使用料の3分の1に相当する額						
補助金額 又は補助率	定額()円	・	定率(1 / 3)	・	その他()		
	上限額()	千円					

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		新地湯	新地湯	新地湯			
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,672,000 円	2,972,960 円	2,866,000 円			
うち、補助対象経費		266,366 円	262,766 円	314,424 円			
財源内訳	市補助金②	88,000 円	33.0%	87,000 円	33.1%	104,000 円	33.1%
	一般財源	88,000 円	33.0%	87,000 円	33.1%	104,000 円	33.1%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	2,584,000 円		2,885,960 円		2,762,000 円	
	下記以外の資金(会費等)	2,584,000 円		2,885,960 円		2,762,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

当該団体の概要

団体等の名称	新地湯	所在	三田市・三田市外	
資本金等の額	不明	主な財源(活動資金)	利用者からの入浴料金	
構成員及び人数	浴場従事者	3人	設立年月日	昭和9年(1934年)
主な活動内容	公衆浴場の経営			

補助金等名称	三田市公衆浴場支援事業補助金	担当課	環境衛生課
--------	----------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	公衆浴場法にもとづく公衆浴場である。自己の浴場のない市民の日常生活において欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っており、公益性がある。		4		
補助の必要性及び有効性(10点)	公衆浴場は、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条の規定に基づき入浴料金が定められており、自由な価格設定ができない。 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)において、「国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。」とされている。 ただし、現在1ヶ所の公衆浴場は自主経営ができると考えられるため、補助の必要は低い。		4		
公平性(5点)	市内では公衆浴場は1か所のみであり同業者間での不公平性はない。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	燃料費に対して、1/3を補助しているが自主経営が可能と考えられる。				
合計(25点満点)			15		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 自主経営ができると考えられるため、平成31年度から補助を廃止する。	➡	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 72

補助金等名称	生ごみ処理容器等購入補助			担当課	環境衛生課			
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	清掃費	目	清掃総務費
	小事業	1125	生ごみ処理容器等購入補助費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 循環型社会		(市の取り組み)		一般廃棄物の3Rの推進			

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・ 国 県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度～(終了)平成29年度	
補助根拠(法令・要綱等)	三田市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱	
補助目的	ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等の購入費を助成することにより、ごみ減量及びごみ問題に対する意識の高揚を図る	
補助対象者	生ごみ処理容器等を購入、市内在住、購入容器を設置し維持管理・生ごみからできた堆肥の自家処理可能な者	
補助対象事業	生ごみ処理容器等購入補助事業	
補助対象経費	生ごみ処理容器等の購入に要する経費(ディスプレイ、発酵促進基材等消耗品は含まない)	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率 1 / 2 上限額 20千円	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	60	39	52	
実施又は運営等に当たって要した費用①	485,000円	295,900円	492,700円	
うち、補助対象経費	1,312,521円	664,458円	1,338,852円	
財源内訳	市補助金②	485,000円 37.0%	295,900円 44.5%	492,700円 36.8%
	一般財源	485,000円 37.0%	295,900円 44.5%	492,700円 36.8%
	国・県費	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	その他	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	0円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	0円	0円	0円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円	0円	0円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	制度終了	28年度と同じ	家庭系一般ごみの年間排出量を27593t以下に抑制する。 ※クリーンセンター
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	家庭系一般可燃ごみ排出量 H29 20,166t H28 19,756t H27 20,174t	家庭系一般可燃ごみ排出量 H28 19,756t H27 20,174t H26 20,317t	家庭系一般可燃ごみ排出量 H27 20,174t H26 20,317t H25 20,468t

補助金等名称	生ごみ処理容器等購入補助	担当課	環境衛生課
--------	--------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	補助の目的・対象者等、手法は適切である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	事業目的、内容はごみ減量化、資源循環型社会の実現、地球温暖化防止対策などの推進に合致しているものである。		5		
必要性 (5点)	年々補助件数が減少しており、所期の目的が達成されたと考えられる。		2		
有効性 (5点)	家庭系一般ごみの排出量抑制に寄与している。		3		
公平性 (5点)	5年を経過すれば再度申請できるため、最近では再申請者が増加しており、初めての購入、申請者が減ってきた。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	購入額に対する助成なので1/2以下が妥当である。			4	
合 計(25点満点)			17		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続
平成9年度から平成29年度まで計5428件の実績がある。また平成24年度以降は件数の減少が続いており、所期の目的が達成されたと考えられる。		II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 73

補助金等名称	さんだ動物愛護フェア事業補助金			担当課	環境衛生課			
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	保健衛生費	目	予防費
	小事業	動物飼養マナー向上対策費						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 安らぎのある暮らし			(市の取り組み) 美化意識やマナーの向上等の啓発				

補助金等の概要

分類区分	イベント・大会補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	15年度	～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市補助金等交付規則、さんだ動物愛護フェア事業補助金交付要綱	
補助目的	さんだ動物愛護フェア事業に要する経費の一部を補助することにより、動物愛護思想の高揚や動物の生理、習慣、生態等動物に関する基礎的な知識を普及し、又は啓発し、動物の適正な飼養及び管理を推進することを目的とする。	
補助対象者	さんだ動物愛護フェア実行委員会	
補助対象事業	さんだ動物愛護フェア事業	
補助対象経費	さんだ動物愛護フェア事業に要する経費	
補助金額 又は補助率	(定額) 獣医師会と同額を負担 94,000)円 ・ 定率(/) ・ その他(上限額() 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		さんだ動物愛護フェア実行委員会	さんだ動物愛護フェア実行委員会	さんだ動物愛護フェア実行委員会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		250,906 円	275,417 円	242,244 円			
うち、補助対象経費		250,906 円	275,417 円	242,244 円			
財源内訳	市補助金②	94,000 円	37.5%	94,000 円	34.1%	94,000 円	38.8%
	一般財源	94,000 円	37.5%	94,000 円	34.1%	94,000 円	38.8%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③		0.0%		0.0%		0.0%
	自己資金④	154,906 円		181,417 円		148,244 円	
	下記以外の資金(会費等)	94,000 円		94,000 円		94,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		30,006 円		30,007 円		
繰越金	60,906 円		57,411 円		24,237 円		

当該団体の概要

団体等の名称	さんだ動物愛護フェア実行委員会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	構成団体の拠出金、協賛金
構成員及び人数	三田市小動物開業獣医師会、兵庫県動物愛護センター、三田市	設立年月日	
主な活動内容	さんだ動物愛護フェア事業の実施		

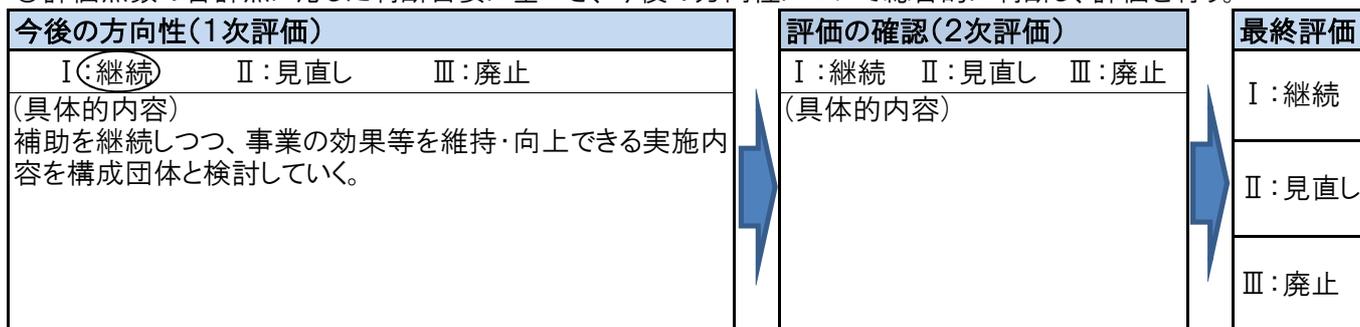
補助金等名称	さんだ動物愛護フェア事業補助金	担当課	環境衛生課
--------	-----------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	当該団体は、動物愛護思想の高揚や啓発、動物の適正飼養の推進等の事業を実施するための団体である。市民への動物の適正飼養のマナー啓発を担っており、市の施策上の位置づけとも整合している。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	当実行委員会は市、県動物愛護センター、小動物開業獣医師会で構成する団体であり動物愛護の啓発や動物愛護に係る事業を実施していることから補助金の有効性は高いと考えられる。		9		
公平性(5点)	動物の適正飼養のマナー啓発など公益性の高い取り組みを行うための団体であり、補助金が特定の団体等の利益を供することはない。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	当該補助金は、規則及び要綱に基づいて執行しており、会計処理や使途も適切である。補助対象経費に占める補助金額の割合は1/2以下であり、構成団体の獣医師会も同等額の拠出を行うとともに、協賛金の確保に努めている。		4		
合計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	76
----------	----

補助金等名称	ごみ集積施設整備補助金			担当課	クリーンセンター			
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	清掃費	目	清掃総務費
	小事業	ごみステーション管理補助事業費						
総合計画施策体系	(取り組み目標)	循環型社会	(市の取り組み)	一般廃棄物の適正処理の推進				

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	昭和49年度	～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	ごみ集積施設整備補助金交付規則	
補助目的	ごみ集積施設を設置することにより、市民生活における良好な環境の保持と衛生の向上を図る。	
補助対象者	自治区・自治会	
補助対象事業	ごみ集積施設及び設備の設置・修繕事業	
補助対象経費	設置及び修繕に係る経費	
補助金額 又は補助率	定額()円 上限額(50)千円	定率(2 / 3)・その他()

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		41	33	27			
実施又は運営等に当たって要した費用①		4,053,769 円	3,763,274 円	7,117,666 円			
うち、補助対象経費		4,053,769 円	3,763,274 円	7,117,666 円			
財源内訳	市補助金②	2,253,068 円	55.6%	2,040,514 円	54.2%	1,770,120 円	24.9%
	一般財源	2,253,068 円	55.6%	2,040,514 円	54.2%	1,770,120 円	24.9%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	1,800,701 円		1,722,760 円		5,347,546 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,800,701 円		1,722,760 円		5,347,546 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		鳥獣防止ネット60か所 ごみステーションかご5か所 修繕450か所	鳥獣防止ネット78か所 ごみステーションかご7か所 修繕198か所	鳥獣防止ネット78か所 ごみステーションかご7か所
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		鳥獣防止ネット67か所 ごみステーションかご9か所 修繕94か所	鳥獣防止ネット67か所 ごみステーションかご7か所	鳥獣防止ネット45か所 ごみステーションかご15か所

補助金等名称	ごみ集積施設整備補助金	担当課	クリーンセンター
--------	-------------	-----	----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) ごみ集積施設の維持管理については、地元の自治区・自治会に一任しており、地元負担が大きいなかで施設設置・修繕に係る経費の一部を市が補助するのは適切と考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市民生活や地域社会を豊かにする事業であり、公益性は高いと考える。		5	5	
必要性 (5点)	ごみの収集や適性な運搬・処理を行うにあたり、ごみ集積施設の整備は必要な事業である。		4	4	
有効性 (5点)	指標等の数値は困難だが、費用対効果は高いと考える。		4	4	
公平性 (5点)	ごみ集積施設を管理している自治区・自治会を交付対象としていることから、特定の団体のみに供するものではなく、補助金を受けられる機会は公平にあると考える。		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(2/3) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	今後とも初期整備施設の老朽化による再整備が必要であり、地元負担が増大するため。	
	補助金交付規則に基づき支出されており、また、補助対象団体も自治会費等により収入確保している。			5	5
合 計(25点満点)			23	23	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
(I:継続) II:見直し III:廃止 (具体的内容) 未整備施設を含め、初期整備施設老朽化に伴う再整備が必要であり、当該事業補助金交付は継続して行く。	(I:継続) II:見直し III:廃止 (具体的内容) 市の一般廃棄物収集義務に協力をいただいているという観点から、補助率2/3は妥当である。	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	171
------	-----

補助金等名称	三田市緑の少年団活動補助事業			担当課	里山のまちづくり課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 林業費	目 林業振興費
	小事業	1413	緑の少年団運営費補助金		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 自然環境の保全		(市の取り組み) 環境学習・教育の充実		

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 【市単独】 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間 (開始)	不明 年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	三田市緑の少年団は、森や緑に関する学習、地域の社会奉仕活動、レクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛するところ豊かな人間に育っていくことを目的とした子どもたち主体の団体であり、その活動について奨励支援を行うものである。
補助対象者	三田市緑の少年団
補助対象事業	森や緑の学習 社会活動 レクリエーション活動
補助対象経費	少年団活動に必要な経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(5/10) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市緑の少年団	三田市緑の少年団	三田市緑の少年団			
実施又は運営等に当たって要した費用①		200,518 円	205,000 円	166,991 円			
うち、補助対象経費		200,518 円	205,000 円	156,491 円			
財源内訳	市補助金②	100,000 円	49.9%	200,000 円	97.6%	68,491 円	43.8%
	一般財源	100,000 円	49.9%	200,000 円	97.6%	68,491 円	43.8%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③		0.0%		0.0%	88,000 円	42.9%
	自己資金④	100,518 円		5,000 円		10,500 円	
	下記以外の資金(会費等)	11,500 円		5,000 円		10,500 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	89,018 円						
繰越金							
補助の効果							
		30年度	29年度	28年度			
目標値(成果指標)		緑化保全活動を通じて、緑をまもる人材育成につながっている。	緑化保全活動を通じて、緑をまもる人材育成につながっている。	緑化保全活動を通じて、緑をまもる人材育成につながっている。			
		29年度	28年度	27年度			
実績値(成果指標)		緑化保全活動を通じて、緑をまもる人材育成につながっている。	緑化保全活動を通じて、緑をまもる人材育成につながっている。	緑化保全活動を通じて、緑をまもる人材育成につながっている。			

補助金等名称	三田市緑の少年団活動補助事業	担当課	里山のまちづくり課
--------	----------------	-----	-----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市緑の少年団は、森や緑に関する学習、地域の社会奉仕活動、レクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛するところ豊かな人間に育っていくことを目的とした子どもたち主体の団体であり、その活動について奨励支援を行うものであり、市が団体の発足から積極的に関わっている団体であり、適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	森林・緑を守る子どもたちの団体であり、直接、森とふれあいながら体験学習することで、森林・緑を守る人材育成になっている。また、緑の募金活動を通じて、緑化活動に貢献しており公共性は高い。		4		
必要性 (5点)	子どもたちに森や緑に関する学習、地域の社会奉仕活動、レクリエーション活動をする中で自然を愛する心が醸成されるため、環境教育として必要性が高い。		4		
有効性 (5点)	緑化保全活動等に対して補助を行うことは、次世代を担う子どもたちに社会性を身につけさせる効果があり、行政として有効性が認められる。		4		
公平性 (5点)	緑を守る子どもたちの団体であり、その団体に補助を行うことは、その必要性、社会性から公平性を欠いているとは言えない。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	自然体験や緑の保全活動に利用されているため、補助する妥当性がある。育樹祭時の緑賞や市の予算の範囲内での補助金、会費で運営されているが、団員の減少による活動の縮小から、繰越金が計上されている。			4	
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) ○I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) H29年度より団体補助から事業補助に改められており、事業継続とする。	➡	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	217
------	-----

補助金等名称	住民参画型森林整備支援事業			担当課	里山のまちづくり課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 林業費	目 林業振興費
	小事業	2933	住民参画型森林整備事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 自然環境の保全		(市の取り組み) 里地里山の保全		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有 国県協調上乘せ無 】【地域対象】
補助期間(開始)	29年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	地域住民団体等が実施する自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等の支援を行うことにより、「参画」と「協働」による「災害に強い森づくり」の推進を図る。
補助対象者	棚田交流人、NPO法人里野山家
補助対象事業	「災害に強い森づくり」整備活動
補助対象経費	森林整備、簡易防災施設、バッファゾーン整備、森林ボランティアの支援など
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	2	0	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	2,170,000円	0円	0円	
うち、補助対象経費	2,170,000円	0円	0円	
財源内訳	市補助金②	2,170,000円 100.0%	0円 #DIV/0!	0円 #DIV/0!
	一般財源	0円 0.0%	0円 #DIV/0!	0円 #DIV/0!
	国・県費	2,170,000円 100.0%	0円 #DIV/0!	0円 #DIV/0!
	その他	0円 0.0%	0円 #DIV/0!	0円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	0円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	0円	0円	0円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円	0円	0円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	棚田交流人 事業面積: 2.0ha NPO法人里野山家 事業面積: 2.0ha	棚田交流人 事業面積: 2.0ha NPO法人里野山家 事業面積: 2.0ha	
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	棚田交流人 事業面積: 2.0ha NPO法人里野山家 事業面積: 2.0ha		

補助金等名称	住民参画型森林整備支援事業	担当課	里山のまちづくり課
--------	---------------	-----	-----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 兵庫県が定める住民参画型森林整備実施要領に基づいて、「災害に強い森づくり」整備活動に対し県からの補助金を事業実施団体に交付するものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 兵庫県が定める住民参画型森林整備実施要領に基づいて、「災害に強い森づくり」を実施する事業であり、継続する必要がある。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 225

補助金等名称	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業			担当課	里山のまちづくり課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 林業費	目 林業振興費
	小事業	3387	森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金		
総合計画施策体系	(取り組み目標)	自然環境の保全	(市の取り組み)	里地里山の保全	

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有 国県協調上乘せ無 】【地域対象】
補助期間 (開始)	29年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	森林がもつ多面的機能を生かすため里山林の環境保全などの管理活動や環境教育等の推進を図る。
補助対象者	特定非営利活動法人 野生動物を調査研究する会、花の里公園奉仕団
補助対象事業	林況調査、里山林保全、竹林整備、森林機能強化、教育・研修活動、資機材・施設の整備など
補助対象経費	森林・山村多面的機能発揮対策実施要領に定める交付単価に基づき算出された事業費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(事業に要した経費の1/4) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		2	0	0
実施又は運営等に当たって要した費用①		839,000 円	0 円	0 円
うち、補助対象経費		839,000 円	0 円	0 円
財源内訳	市補助金②	208,000 円 24.8%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	一般財源	104,000 円 12.4%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	104,000 円 12.4%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	631,000 円	0 円	0 円
	自己資金④	0 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	0 円	0 円	0 円
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円	
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	野生動物を調査研究する会 事業面積:2.9ha 花の里公園奉仕団 事業面積:0.8ha	野生動物を調査研究する会 事業面積:2.9ha 花の里公園奉仕団 事業面積:0.8ha	野生動物を調査研究する会 事業面積:2.9ha 花の里公園奉仕団 事業面積:0.8ha	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	野生動物を調査研究する会 事業面積:2.9ha 花の里公園奉仕団 事業面積:0.8ha			

補助金等名称	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	担当課	里山のまちづくり課
--------	---------------------	-----	-----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 国が定める森林・山村多面的機能発揮対策実施要領に基づいて、森林がもつ多面的機能を発揮させるため、国、県、市からの補助金を事業実施団体に交付するものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 国が定める森林・山村多面的機能発揮対策実施要領に基づいて、森林がもつ多面的機能を発揮させるため、実施する事業であり、継続する必要がある。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 231

補助金等名称	三田市地域集会所合併処理浄化槽設置事業補助金			担当課	協働推進課	
予算科目	会計	一般財源	款	総務費	項	総務管理費
	目	13	地域集会所浄化槽設置補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み)		地域での支え合い活動の支援	

補助金等の概要	
分類区分	建設事業補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】 【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市補助金等交付規則、三田市地域集会所合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱
補助目的	三田市区・自治会連合会に加入する区・自治会の活動拠点である地域集会所の浄化槽の設置に対して補助金を交付することにより、市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内における合併処理浄化槽の適正な維持管理を確保し、環境保全を図ることを目的とする。
補助対象者	三田市区・自治会連合会加入の区・自治会
補助対象事業	浄化槽の設置に要する事業
補助対象経費	浄化槽の設置に要する経費(浄化槽の規模に応じて11段階の定額助成)
補助金額 又は補助率	定額(浄化槽の規模による)

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度
交付件数		1	0	0
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,161,412 円	0 円	0 円
うち、補助対象経費		1,161,412 円	0 円	0 円
財源内訳	市補助金②	1,125,000 円 96.9%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	一般財源	1,125,000 円 96.9%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	36,412 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	36,412 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		合併処理浄化槽を設置する地域集会所に対する助成 0か所	合併処理浄化槽を設置する地域集会所に対する助成 1か所	合併処理浄化槽を設置する地域集会所に対する助成 0か所
実績値(成果指標)		29年度	28年度	27年度
		合併処理浄化槽を設置する地域集会所に対する助成 1か所	合併処理浄化槽を設置する地域集会所に対する助成 0か所	合併処理浄化槽を設置する地域集会所に対する助成 0か所

補助金等名称	三田市地域集会所合併処理浄化槽設置事業補助金	担当課	協働推進課
--------	------------------------	-----	-------

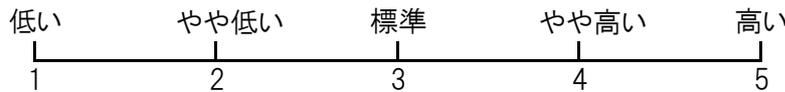
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内に位置する区・自治会が管理する「地域集会所」の合併浄化槽については、公共下水道区域内の集会所と異なり、設置に要する費用が必要となることから、地域間の格差を補填するための手法として適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内における一般住宅の浄化槽設置補助金と同様の主旨で行う補助金であり、地域の環境衛生を確保する観点から公益性がある。		4		
必要性 (5点)	公共下水道の設置が困難な市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内においては、高額な浄化槽を設置する必要がある。公共下水道設置地域との差を埋めるための制度として必要である。		4		
有効性 (5点)	市生活排水処理計画に基づく個別処理区域内における適正な環境保全を目的として、合併浄化槽の設置費用負担を軽減し、確実に管理していただくための財政支援策として有効である。		4		
公平性 (5点)	公共下水道の利用と、合併浄化槽の設置による利用との金銭負担の軽減するための制度であり、一般家庭に対する同様の補助も行っていることから、自治会支援として実施することについても理解が得られる。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(要綱に定める額)	a以外の補助率等を採用する理由	地域間の費用負担の差を補填することを趣旨とした補助金であるため。	
	地域間の費用負担の差を補填することを趣旨とした補助金であり、合併浄化槽の規模に応じて、点検・清掃等の費用を算定することが可能であることから、補助金額の考え方として妥当である。		4		
合計(25点満点)			20	0	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: <u>継続</u> II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 地域間の費用負担の差を補填することを趣旨とした補助金であり、継続する必要がある。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止